

立場に立つて、私は、以下の点についてお尋ねをいたしたいと思つております。

第一点であります。國家の緊急事態に対する対処は独立国として当然の責務でありまして、これに対処する態勢は、平素から國の備えとして当然に整備すべきものと認識しておりますが、総理にお考へでござりますか、まずお尋ねをいたします。

○小泉内閣総理大臣 武力攻撃を想定するということは、國民にとって非常に、できれば避けたい事態だと思います。しかし、いついかなるときに國家の緊急事態が発生するかわからない。そういう事態に対して、起こつてからどうやろうかと対策を練るのではなく、ふだんからいわゆる一朝事がある場合に対し、いわゆる有事に対して、冷静に考え、しかるべき対応をとることには、政治の要諦であり、國家として最も必要な仕事ではないかと思つております。

今回、そういう緊急事態に対し、多くの國民の理解を得つつ、国会議員の皆さんから十分な議論をいただき、どのような態勢をとつたらいいかと、この問題について、なぜこのときに出すのかという批判が一部にあります。むしろ、今までなぜこういう準備なり法案を提出してこなかったのかといふことにこたえる責務があると思います。私は、十分な関心と議論を持つて、有事に備える態勢を独立国の日本としても備える必要があるということを提案したということを御理解いただきたいと思います。

○衛藤委員 また一方では、既に冷戦が終結したにもかかわらず、なぜ今このときに武力攻撃事態に対処するための法制を整備する必要があるのか、これらの法事を整備する必要性を國民にどのように御説明されるのか、総理にお尋ねをいたしま

す。

○小泉内閣総理大臣 今、最初に答弁したとおりであります。泥縄式という言葉があります。泥棒を捕らえてから、縄はどこにあるんだあるんだと探したってしようがない。それではいけない。やはり治にて乱を忘れずというのは、昔から、國家の責任ある立場に立てば、あるいは各独立国

の立場としては、平和なときに乱を考え、その亂を未然に防ぐためにはどうしたらいいか、乱が起きた場合にどういう備えがあればいいかということの方が、むしろ私は当然ではないかと思うのです。そういう点から、いわばもう冷戦で武力攻撃を受ける事態やおそれはないんだと考えることの方がどうかしているんじゃないかな。

現にテロなんというのは、昨年九月十一日起こったあの事件、だれも予測しなかつたことであります。そういう点から、予測し得ないから何もしなくていいんだではなくて、予測し得ないことに予測すべきだ

うのが、むしろ私は当然ではないかと思うのであります。いわば平和のときに乱が起こつた場合、緊急事態が発生した場合にどう考えておられる方がどうかしていんじやないかと。

現にテロなんというのは、昨年九月十一日起こったあの事件、だれも予測しなかつたことであります。そういう点から、予測し得ないから何もしなくていいんだではなくて、予測し得ないことに予測すべきだ

うかというこの議論をしっかりとしようということが今回の法案でもありますので、そういう点をじっくりと議論してみたいと思います。

○衛藤委員 ただいま総理の御答弁にございましたように、昨年十一月の不審船事案の発生等を考慮すれば、武力攻撃事態よりも、大規模テロであるとか不審船事案に対処する法制を急ぐべきではないかという、そのような國民の声がたくさんござります。また、戦後我が国に、二十一回にわたりまして外国の不審船が我が国近海を周回しておる現実があります。総理はこのような國民の声

に対してどのようにお答えされますか、お尋ねを申し上げたいと思います。

○小泉内閣総理大臣 昨年九月のテロ事件にしても、こういう事態を想像し得ない、普通の平和な事態においても、こういうもの、あるいは武装不審船事案にして、國民が行うよう努めることとされておる必要協力としては、具体的にいかなる内容を想定しますが、武力攻撃事態対処法第八条におきま

私はもとしては、このような予測し得ない事態が起こったときには、國民の生命、安全を守るためにどういう態勢をとつたらいいか、どういう対応をすればいいのか、あるいはその活動に当たる機関がどのような装備をしておけばいいのかということも十分議論する必要があると思っております。

○衛藤委員 有事におきましては、國民の生命財産の保護が極めて重要な課題でございます。しかしながら、武力攻撃事態対処法案におきましては、國民の生命、身体及び財産を保護するためのいわゆる國民保護法が先送りされています。このことにつきまして、総理のお考へを承りたいと

思います。

○福田国務大臣 今回提案されております三法案、これは武力攻撃事態への対処を中心に行なわれる國民保護法が先送りされています。このことにつきまして、総理のお考へを承りたいと

思います。

○福井国務大臣 今回提案されております三法案、これは武力攻撃事態への対処を中心に行なわれる國民保護法が先送りされています。このことにつきまして、総理のお考へを承りたいと

思います。

○衛藤委員 ただいま総理の御答弁一部に実施していく、こうすることになつております。

○福井国務大臣 は、関係機関の意見のほか、國民の議論の動向を踏まえながら、十分な國民の理解を得られるよう

な仕組みをつくる必要があるというように考えておりまして、政府といたしましても、こういう法

正案における処罰の問題がございますが、武力攻撃事態における國民の人権の保障に関する重要な問題であります。本法で新たに設ける罰則の考え方につきまして、憲法第十二条、憲法第十三条を踏まえ、いかようにお考へできるか、お答えをお願い申し上げたいと思います。

○中谷国務大臣 今回の自衛隊法の改正の罰則につきましては、國民の人権保障に配慮しつつ、武力攻撃事態における自衛隊の任務遂行を確保するための必要最小限のものに限定をいたしております。

○衛藤委員 有事におきましては、國民の理解と協力が不可欠であることは論をまたないわけでありますが、武力攻撃事態対処法第八条におきましては、具体的にいかなる内容を想定します。

○福田国務大臣 武力攻撃事態におきましては、國、地方公共団体、また指定公共機関とか、そう

いう団体が対処措置を実施する際には、国及び民の安全の確保ということを目的として國民の方々にも御協力をいただけるもの、こういうよう

に理解をいたしております。

○衛藤委員 私どもの憲法第十二条规定には、「この憲法が國民に保障する自由及び権利は、國民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、國民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ」と。また、憲法第十三条规定には、「すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上

で、最大の尊重を必要とする。」このように明記されておるわけであります。

○衛藤委員 たゞ、憲法第十三条规定には、「すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」このように明記されておるわけであります。

○福井国務大臣 たゞ、憲法第十三条规定には、「すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」このように明記されておるわけであります。

○中谷国務大臣 たゞ、憲法第十三条规定には、「すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」このように明記されておるわけであります。

○福井国務大臣 たゞ、憲法第十三条规定には、「すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」このように明記されておるわけであります。

○中谷国務大臣 たゞ、憲法第十三条规定には、「すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」このように明記されておるわけであります。

○福井国務大臣 たゞ、憲法第十三条规定には、「すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」このように明記されておるわけであります。

○中谷国務大臣 たゞ、憲法第十三条规定には、「すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」このように明記されておるわけであります。

○福井国務大臣 たゞ、憲法第十三条规定には、「すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」このように明記されておるわけであります。

○中谷国務大臣 たゞ、憲法第十三条规定には、「すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」このように明記されておるわけであります。

○福井国務大臣 たゞ、憲法第十三条规定には、「すべて國民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する國民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」このように明記されておるわけであります。

回早期に必要な法整備を行うということをいたしましたが、周辺事態と武力攻撃事態が併存しておる状況下で、周辺事態安全確保法に基づきまして支援可能な米軍の範囲はどうなるのか、また自衛隊の活動範囲はどうなるのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○中谷国務大臣 周辺事態というのは、我が国周辺地域におきまして、我が国の安全に重大な影響を及ぼすことのある事態ということでございまして、その際は、周辺事態が我が国有事にならないように全力で努力をするわけあります。武力の行使に至らない範囲で、また集団的自衛権にならない範囲で後方支援を行いうと

いう内容であります、その際は、周辺事態が我が国有事にならないように全力で努力をするわけあります。武力攻撃事態というのは、我が国に対する武力攻撃が発生する、または予測される事態であります。その事態がともに併存をするという事態も考えられるわけでございます。

この際、米軍等の支援に関しては、我が国としては、個別の自衛権の行使として自衛のための必要最小限度の武力を行使することができるとともに、我が国を防衛するために行動している米軍に対する我が国の支援については、その支援が米軍の武力行使と一体化をすることであつても、我が国の自衛権発動の三要件に合致する限り、憲法との関係で問題が生じるといふものはない、こうしたことでございます。

○衛藤委員 ただいま長官は、外部からの武力攻撃に対しては、我が国防衛のために共同対処している米軍に対し武力の行使と一体化していると見られる支援をやつたとしても、こうした必要な対応支援といふものは憲法上もあるいは条約上も何ら問題はない、こうしたことでございますか。もう一度お尋ねしておきたいと思います。

○中谷国務大臣 このような我が国及び米国による我が国防衛のための共同対処行動としての武力行使は、国連憲章第五十一条との関係でも問題がないませんし、この米軍の武力行使と一体化するものであつても、我が国の自衛権発動の三要件に合致する限り、憲法との関係で問題が生じることはないというふうに考えております。

○衛藤委員 ただいま指摘されている外部からの武力攻撃事態が発生した場合に、日米で共同する対処の武力行使というものが国連憲章第五十一条に許されているところの自衛権の行使、今長官がおつしやったいわゆる個別の自衛権の行使にこれは何ら抵触するものではないし、また国連憲章第五十一条には、「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保険理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。」

こういう規定があるわけであります。しかるに、この規定からいいたしますと、外部から我が国に対する武力攻撃事態が発生したときに、日米が共同して対処するこの武力行使というものは、この国連憲章に言う、五十一条に言うところの自衛権の行使、個別の自衛権、集団的自衛権の行使に抵触するものではない、結果的にはそういうことになるんではないかと私は思うのですが、ここはボイントだと思うのですが、防衛庁長官のお考へを承つておきたいと思います。

○中谷国務大臣 国連憲章五十一条に、個別的及び集団的自衛権が書かれております。我が国に対して外部からの武力攻撃が発生した場合においては、自衛権発動の三要件に該当する場合には、我が国は個別の自衛権の行使として自衛のための必要最小限の武力を行使することができますし、また、この武力攻撃を排除し、我が国を防衛するために行動している米軍に対する我が国の支援については、この支援が米軍の武力行使と一体化するものであつても、我が国の自衛権発動の三要件に合致する限り、憲法の関係で問題が生じることは

ない、また日米安保条約との関係で問題が生じるものではない、また広く国連の憲章に基づいて国際的にも何ら問題が生ずるものではないということがあります。また、今指摘ありましたように、国連憲章第五十一条の関連で我が國も個別的または集団的自衛権の権利を持つておる、これも間違いないと思います。また、自衛権と言われるものは、今大臣御指摘されたとおり、三つの要件が必要とされておるわけでありまして、第一点は、我が国に対するせっぱ詰まつた、急迫不正の侵害がある場合、もう一点は、これを排除するために他に適當な手段がないとき、もう一点は、必要最小限度の実力行使にとどめなければならない。この三つの要件が満たされれば、我が国は自衛権を行使できるわけであります。これは間違いないと思います。

そこで、自衛権というものは、国民の生命財産を守るために行使されるものであつて、憲法によつて禁止されている国際紛争を解決する手段としての武力行使には当たらない、こういうことであります。これは、あえてここで申し上げておきたいわけであります。

憲法第九条には、御案内のことおり、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」こうなつておるわけあります。また、御案内のことおりであります。これが、自衛権を行使した国は、国連憲章第五十一条に基づきまして、国際連合安保理事会に報告するところが義務づけられておることも、そのとおりでございます。

また、法制整備に当たりまして、我が国の支援は、日米安保条約の目的の枠内及び憲法の範囲内で行うこと、また国連憲章を初めとする国際法に従つて行うことといった考え方に基づきまして検討をしていくことといたしております。

○衛藤委員 いわゆる駐留軍はその国の国内法が適用されない、このようになつておるわけであります。この場をかりまして、あえて、なぜ駐留軍は国内法が適用されないのか、これは問題はないのか。

は、極めて、私どもの国会の責任であるし、また我々の努力不足でもあった、その責めを問われても仕方がない、私はこのように思うわけあります。さて、次にお尋ねを申し上げますが、米軍との関係でございます。

福田内閣の研究報告の中の一点に、米軍の行動にかかる法律を整備すべきである、このように二十五年前に指摘を受けたわけであります。今回も、この米軍の行動についての明確な、いろいろの法制の整備がここに出ていないわけであります。が、今後の米軍についてどのような法制の整備を行つていくか、お尋ねをしておきたいと思います。

さらには、大臣をお尋ねをいたしますが、米軍に対する支援について、具体的にどのような支援をするということを法で明記しておかなければならぬのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○川口國務大臣　まず、米軍につきましてござりますけれども、米軍は、我が国に対する武力攻撃が発生した場合に、我が国を防衛することを主たる目的の一つといたしまして、我が国との合意に基づきまして駐留をしているわけでございます。

おりますが、政府といたしましては、このような本件の法制の基本的な考え方や法制の全体像について各国に隨時説明をしていく、今までもしてまいりましたけれども、また今後も必要に応じて説明をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○衛藤委員 次に、事態対処法制についてお尋ねをしたいのですが、武力攻撃事態対処法の整備の目標期間をおきましては、事態対処法制の整備の目標期間を二年としております。國家の緊急事態への対応態勢というものは、早急に整備されてしかるべきだ、このように考えておりますが、それぞれ担当大臣から、大臣のお考えまた決意を承っておきたいのであります。

なぜならば、目標期間を二年というのは、御案内のとおり、私ども、衆議院の任期になるわけだけ

担也尙同來稿

〇片山國務大臣が、国民保護法をますので、二年ますけれども、思いますね。法制との整理がいますが、内閣参画して、いよいよ私どもの方で、あるを含めて、あ

事態
法制、私

対処法制というんでしょ
うは大変重要な法制だと思
い目標年限は定められてお
るだけ早く対応したらいいし
て変幅広いのと、いろいろな
ますから、時間がかかると困
るを中心に、私どもも積極的
にしたい。

思なとりの

一般国際法上、駐留を認められた外国軍隊には、特別の取り決めがない限り接受国の法令は適用をされませんが、接受国の法令を尊重しなければならないということは、この軍隊を派遣している国的一般国際法上の義務でございます。このことは我が国に駐留をいたしております米軍についても同様でございまして、このような考え方に基づきまして、日米地位協定十六条におきまして我が国の法令の尊重義務が定められているわけですがあります。

○中谷国務大臣　昨年の九月十一日の米国の同時テロの脅威を印象づけました。仮にこのような事態が我が国において発生した場合、これは武力攻撃事態となるのか、武力攻撃事態対処法はこのような事態にまで対応することを想定して上程されておるのか、お尋ねをしたいと思います。これは、官房長官また防衛庁長官にもお尋ねをいたしたいといたします。

防衛庁長官、先にどうぞ。

あります。当然私ども、選任されたこの任期中に、課題であるところのこの有事関連三法案の法律案の整備をすべき、こういうことであります。それぞれの担当大臣から承りたいと思いますが、まず国土交通大臣、お尋ねをいたします。たた、具体的にこちこちこういうような問題もちゃんと整備すべきだというお考えがあれば、お尋ねをしておきたいと思います。

るいは通信、
たいと思いま
○川口國務大臣
理解が得られて
り組んでまいり
○衛藤委員 一
臣にお尋ねを
○村井国務大臣

川口外務大臣にもお尋ねをしておきたいと思っております。
臣 期間内に国民の多くの皆様の御
るような法制をつくるべく全力で取
ります。
では、村井仁大臣、危機管理担当
いたします。

し 大 取 御 さ た

それから、今後の検討課題の、どういう分野で
ということをございますけれども、対米支援、あ
るいは日本政府が米軍へ陣地として使用される施
設・区域をより迅速に提供ができるような、ある
いは緊急通行についても今後検討していく必要が
あるということをございます。

○衛藤委員 近隣の諸国におきましては、このい
わゆる有事関連三法案につきまして、一部懸念を
しているという、表明をしている国もあります。
これらの国の理解を得るために、政府として近隣
諸国に対してどのように説明をされるのか、官房
長官にお尋ねをしたいと思います。

○福田国務大臣 武力攻撃事態に対処するための
法制は、外部からの武力攻撃に備えまして、我が
国の独立と主権、国民の安全を確保するためのも
のでございまして、主権国家として当然整備すべ
きものでございます。

武力攻撃事態対処法等につきましては、諸外
国でも関心を持っているというように承知はして

多発テロにつきましては、米国はこれをみずから
に対する武力攻撃であると認識をいたしております
すし、また、国際社会においてもこれが武力攻撃
に該当することについては広く認められているわ
けでございます。

今回定めます法案の武力攻撃事態ということに
つきましては、我が国に対する武力攻撃の事態で
ある限り、規模とか態様の面で特に限定をするこ
とはなく、およそあらゆる事態を含むものでござ
います。

この事態が該当するかどうかということにつき
ましては、その時々の国際情勢や個別具体的な状
況を踏まえて判断すべきものでございますが、米
国的同时多発テロについて先ほどの状況であつた
ということを踏まえましたら、仮に同様のテロ攻
撃が日本で発生した場合に、本法案に言う武力攻
撃事態に該当するかどうかと言われば、該当す
る場合もあり得るというふうに考えるわけでござ
います。

した、今日まで戦後五十七年間、よくぞこう法案がなくて平和に過ごさせていただけたということ、私は感謝しながらもなお我々は反省するとしておっしゃったことに感銘を受けて、私も今回はとても、この武力攻撃事態対処法案に対しては、法整備というものを含めて、少なくとも事態対処の法の中には輸送でありますとかあるいは船舶または航空機等々、国土交通省にかかる法案、少なくとも私は十二法案にかかわっておりなす。

そういう意味では、国土交通省としては大変重要な事態法案であり、なおかつこれを国民の生と財産の保護のために何としても全閣僚の協力のよとにいう中では、特に国土交通省として強力にこの法整備を含めて前進をさせ、国民の安全、安心を図るために一層の努力をしていきたいと思ております。

○衛藤委員 ありがとうございます。

片山総務大臣にもお尋ねいたします。

ことになります。ましょうか国、この任務をこなさなければならぬの関連でさらなる大国会におき進められながら進められ、私は、それを坐しておきたいと申す。今、各大臣集約される、おきたいと申しておきたいと申す。○福田國務大臣はましただけりては、外部か

わかつて治安維持という觀点から申しますと、武力攻撃事態といふことはやはり警察においてきちんとしのばれています。まことにいへば、その法整備が必要であれば、それをしていろいろ御議論をちようだるべき問題だろうと存じます。一年以内ということになりますが、それから決意が語られました。されども、国家の緊急事態につきましては、やはり警察においてきちんとしのばれています。まことにいへば、その法整備が必要であれば、それをしていろいろ御議論をちようだるべき問題だろうと存じます。

臣 ただいま各閣僚から決意が述べられました。されども、國家の緊急事態につきましては、やはり警察においてきちんとしのばれています。まことにいへば、その法整備が必要であれば、それをしていろいろ御議論をちようだるべき問題だろうと存じます。

としへ つを まか、 いまそなすいっし

か武装不審船事案とか、そういうような事案を含めまして、さまざまな事態に対し全体としてすき間なく対応するといふことが必要でございまます。

武力攻撃事態に対処するための事態対処法制につきましては、国全体としての危機管理体制の整備を図る上で極めて重要と考えております。法の定める目標期間内に、国民的な議論の動向を踏まえながら、多くの国民の御理解を得られる法制の整備に全力で取り組んでまいりたいと思つております。

そしてまた、できるだけ早くという御指摘でござりますけれども、これは、ただいま申し上げましたように、国民的な理解を深めていただくということが極めて大事な法だらうといふように思つておりますので、ある程度の期間は必要なんではなかろうかと思います。しかしながら、二年という期間の中でもつて準備を進めていくと、いう考え方をいたしております。

また、これもいろいろ指摘をされる問題でございますけれども、武力攻撃事態以外の国家の緊急事態につきましては、これまで警察とか海上保安関係法、自衛隊法、災害対策基本法などによつて体制を整えてきているところでござりますけれども、今後ともこれを一層改善強化するための措置を講じてまいりたいと考えております。

○衛藤委員 国民の協力についてお尋ねしたいわけであります。災害対策基本法にうたわれておるいわゆる緊急時における国民の協力あるいは責務、今次における、この武力攻撃事態対処法案における協力、片や災害対策基本法の中には、協力の責務がうたわれておると思います。我が国のいわゆる武力攻撃事態発生のこの事態における国民の協力、それは責務といつても協力になつておるわけであります。なぜこのように協力といつことにしたのか、これをお尋ねしておきたいと思ひます。

○福田国務大臣 武力攻撃事態におきましては、國、地方公共団体また指定公共機関等が対処措置

を実施する際には、国及び国民の安全の確保のために国民の方々にも御協力いただけるものという期待をいたしておるところでございます。

この規定は、法的に拘束するものではございませんけれども、国民の方々に、それぞれの置かれた状況の中で、避難や被災者の保護等に關してできる限りの協力をいただきたい、こういうような考え方をしているわけでございます。

○衛藤委員 この法律案には、武力攻撃事態発生のときには、國のるべき責任と義務、また地方自治体がとるべき責任と義務、また指定公共機関がとらなきやならない責任、義務がうたわれております。私は、もつと明確に國民の協力について、責務についてもしっかりと上げておく必要があるのではないか、こういう感じがするんです。

なぜならば、私のところに國民の皆さんから電話がかかってきまして、いざというときには私たちは自衛隊が守つてくれる、あるいは海上保安庁の皆さんがしっかりと守つてくれる、國が守つてくれる、当事者の立場といいますか、そういうものを全く感じさせないような発言が多くあります。

今次、この法律案に明確にこの國民の協力にしろうとい上げたことは、私は、一步前進だったと思うんですが、もう少しその辺のところを明確にしていいのじゃないか、このように考えておりますが、官房長官のお考へをお尋ねします。

○福田国務大臣 この法律案の第八条に國民の協力ということについての規定を盛り込んでいるわけがござりますけれども、このような基本理念を踏まえるとともに、國及び國民の安全を確保することの重要性にかんがみまして、武力攻撃事態において國や地方公共団体等が対処措置を実施する際は、國民は必要な協力をするよう努めるものとするとの基本的な考え方、これを明らかにしておるわけでございます。この規定によりまして、國民が法的に拘束されるものではございません。

○小泉内閣総理大臣 武力攻撃事態において、過重な役

割を課すことは困難であるというように考えられ

るものでありますので、國民の責務を今回の法案に規定することは適切でない、このように考えた次第でございます。

○衛藤委員 いずれにいたしましても、みずからは極めて大事である、このように申し上げておきたいと思います。

○小泉内閣総理大臣 いかに緊急事態に迅速に対応するかということありますけれども、今回提出した法案においては、安全保障會議の機能を強化する、そして対処基本方針の迅速な策定を図るとともに、対策本部長たる内閣総理大臣に総合調整権を付与することにより、対処措置の的確かつ迅速な実施を図ることとしております。

政府としては、これらの法律案の成立に向けて全効力を挙げたいと思っておりますし、法案に定める制度の運用についての研究等を平素から怠りなく進める、そして國民が安心して暮らせる國づくりに真剣に取り組んでまいりたいと思います。

○衛藤委員 このたびのいわゆる有事三法律案は、日本国憲法の保障する國民の自由と権利を尊重して、もしこれに制限が加えられる場合には必ず最小限とすることが明記されております。また、その手続というものは公正かつ適正に行わなければならぬことが明記をされております。

一方、日米安保条約に基づきましてアメリカ合衆国と緊密に協力をしつつ、國際連合を始めとする國際社会の理解並びに國際社会の協調的行動が得られるようにならなければならないことがこれまでございました。

○小泉内閣総理大臣 政治の不祥事、いわゆる政治家にまつわる不祥事に対しまして、國民の信頼を大きく損なうものだと憂慮しております。

この問題について、このような不祥事を起こさないような対応策はどういうものが必要か、また、現行法についての改善策はどういうものが必

要かということにつきまして、真剣に今、自民党におきましても与党内においても協議をしている

八

そういう整備は必要がない、こういう意見があります。それについては、私が先ほど申し上げたようなことでお答えをしたいと思いますけれども、総理は、この具体的な危険がないから法案整備がないという考え方について、基本的にどういうふうにお答えになるんでしょうか。

○小泉内閣総理大臣 私は、今岡田議員が質問の前に言われたことについて、やはり野党第一党として責任ある立場に立ってこの議論をしようとい

が攻めてくることなんかあり得ないんだ、だから、そもそも日本は自衛隊も要らないし、非武装でいくんだ、そういうふうに同じ人が言っていた。 ような気もするわけですね。

だから、それはやや無責任じやないか、私はそういう気はするわけであります。やはり、そこは、少しでも可能性があるんなら、そのときに備えてしっかりと対応しておくということは、これは政治の基本的な責任である、そういうふうに考えております。

的にこれから議論していきたい、そういうふうに思つております。

そこで、まず、法案の個々の中身に入る前に、総理の基本姿勢についてお伺いしたいと思うんですが、総理は、国家権力と国民あるいは個人との関係というものを一体どういうふうに認識しておられるのか。どうも、個人情報保護法もそうなんですが、それでも、今回の有事法制を見ても、国家権力といふものが時として個人の、国民の権利を侵害する、そういう非常に危うさ、危険を持っていてものだという認識がやや薄いんじゃないかな、そういう印象を受けるわけですが、基本的にはこの国

利を侵害するということは往々にして起る。そもそも憲法というのは、これは国家と国民の関係を規定しているわけで、例えば基本的人権を保護する、これは国家権力が個人の基本的人権を侵害しないように憲法の規定がもともとは置かれていた、そういう歴史的経緯があるわけですね。そのところについての経理の認識をぜひお聞きしたいと思うんです。

○小泉内閣総理大臣 今、重複するかもしだせんが、基本的人権を守る、これは憲法にも国家としての責務として規定されているわけであります。が、同時に、国民の中には、その国民の基本的人権をじゅうりんするという勢力も一部には否定できないわけであります。そういうことに対し、国家としても、多くの国民の基本的人権を守るためには、國家権力を行使しなきやならない場合もある

しかし、どのような時代におきましても、緊急事態あるいは一朝事があつたときにどういう備え

をしておくかという、いわば備えあれば要いなしということについては政治の大きな責務ではないかと思つておりますし、その点は、むしろそういう議論をされると水かけ論になっちゃうんじゃないか。武力攻撃なんか起ららないんだ、日本は平和なんだ、日本を武力攻撃する意図を持つてゐる国とかグループはないんだと言われちゃうと、そうじやない、ああじやないといつて、これはもう水かけ論になっちゃうと思うんで、そういう議論は、私は本当は、政権をとろう、一国の責任を担おうという政党であれば、そういう考えはとり得ないのではないかと思つております。

ですから、この問題については、備えあれば憂いなし」という観点から、いろいろ建設的な議論を進めたい。民主党政権からもいい提案があれば、私はよく検討したいと思つております。

○岡田委員 冷戦が終わって、具体的な危険が今はもうないんだ、だから、こういう有事法制、有事に備える法制度というのは基本的に必要ないんだ、そういう意見がありますが、私は、そういうことを言う人が、では、冷戦期には、いや、ソ連

○岡田委員 入り口の議論はそういうことで、今私が申し上げたとおりなんですねけれども、その上で、我々民主党の基本的立場として、一般論として緊急事態に備えた法制が要るということは党としてしっかりと確認をしているということをまず申し上げた上で、しかし、今回の法案についていろいろ問題があります。そういうことについて具体的な議論ができるのではないかと期待しております。

考えますと、この國家権力の行使というものに当たっては、多くの国民の基本的個人権を守るんだだけではなくてはいけないと思つております。

○岡田委員 総理のお考えはわかりますが、外邦から、あるいは第三者が国民の権利を侵害しようとするとき、国家がそれを守る責任がある、当然のことです。

私が申し上げたのは、その国家自身が国民の権

私は、やはり国家の権力行使に対する謙虚さといいますか注意深さというものをちゃんと政府は持つべきだというふうに思うんですね。例えば、あの民主主義国家であるアメリカ合衆国でも、過去にはマッカーシー旋風などというのも起りました。やはり、個人の権利を、きちんとしたいいろいろ憲法や法律を持つてある民主主義国家ですら不当に侵害するということは常に起こり得るこ

いの協調關係、責任關係を持つていい國をつくる
上げていこう」ということが大事だと思います。
ある國家においては、國家の權力を背景に國民
を苦しめている、あるいは權利を奪っている國も
なきにしもあらずであります。專制と隸從、これ
が國家權力によつて圧迫されないと感する國民
も世界の中ではかなりいるでしよう。私は、そろ
う面において、國家は國民あつてのものでもあ
る。國民の基本的な人權というものを保護するこ
とが國家として重要である。

また、その國民の基本的人權を破壊しようとい
う組織なりグループに対しては、國家權力をもつ
て排除して國民を守らなきやならない。國民の基
本人權を守らなきやならない。こういうことをい
ふたつては、多くの國民の基本的人權を守るんだと
考えますと、この國家權力の行使といううものに当

いわば、日本国民としては、さまざま基本的人権をいかに国家として守っていくか、これが重要でありまして、今回の有事法制につきましても、いわば国民の生命財産、これをいかに守るかという観点から考えているのであります。これを基本上に考え、国家の独立と尊嚴、そして武力攻撃が起つた場合には国民の基本的・人権が破壊される面が多く出てくるわけでありますから、これに対してもどのような国民の基本的・人権、生命財産を守る体制をつくっていくかということは、まさに国家として最大の責務ではないかと思つております。

○岡田委員 どうも議論がかみ合つていないので私は、やより国家の権力行使に対する兼轄させたいと思うんですが。

いうこの観念を常に持たなくてはいけないと思つ

いいますか注意深さというものをちゃんと政府は

説明を政府の側はされていると思うんですが、違うんじゃないかというふうに思うんですね。つまり、自衛隊法七十六条は、外部からの武力攻撃に際して、我が国を防衛する必要があると認めるとか。そこには防衛出動を命ずることができる、「わが国を防衛するため必要があると認める」ときは、「わが国を防衛するため必要があると認めた」のが入っているわけですね。しかし、今度の法案はそういうのは入っていないわけですよ。そこは違うと思うんですよ。同じじゃないと思うんですが、ここをどういうふうに説明されるんですか。

今の説明でいくと、そうすると、我が国としては、我が国を防衛するため必要があるというふうに認めないと、この新しい法案には乗つかつて対処基本方針をつくつたりするということになるわけでしょうか。

○中谷国務大臣 委員がお話ししたとおり、自衛隊法の七十六条の一項には、「内閣総理大臣は、外部からの武力攻撃に際して、わが国を防衛するため必要があると認める場合には、防衛出動を命ずることができる」というふうになつております。

○岡田委員 対処基本方針をつくつても防衛出動が行われないということはあり得るわけですが、たんじやないんですか。

○中谷国務大臣 防衛出動がないということについてもこの法案が適用されると、先ほどの外部からの武力攻撃についての定義も余り明確ではないといったことですけれども、非常に抽象的な状況の中でこの法案が適用される、入り口が非常に不明確だということになりますか。

○岡田委員 自衛隊法の七十六条には、「必要があると認める場合」というのが残つております。そして、その場合に命令をできるということになります。そして、その認定をするかどうかということと、防衛出動を命じる時期と武力攻撃事態対処法における「おそれのある場合」の認定の時期が一致しないというのもありますし、また、自衛隊の対処措置だけではなくて、武力攻撃事態の対処につきましては、武力攻撃の発生を回避するための外交上の措置、国民の被害を防止するための警報発令等の措置等が武力攻撃事態の認定とともに迅速に実施されることが重要で

あります。衛隊法の中の七十六条に、岡田委員が述べられたように、「わが国を防衛するため必要があると認めた」ときは、防衛出動命令等の必要性のいかんにかかわり、これらの対処措置をとり得るようにするわけですが、ここをどういうふうに書いてあります。対処基本方針はつくるんだけれども自衛隊の防衛出動はしないことがある、こういうことですか。そういうことを想定しているわけですか。

○岡田委員 ですから、そもそも、政府としては防衛出動をする必要がないというふうに認める場合には、「」というその趣旨が残つているわけですが、た、そのとき、では、対処基本方針はこの法律に基づいてつくる、何も条件はつけていませんから、外部からの武力攻撃があつたときにはつくるというふうに書いてあります。対処基本方針はつくるんだけれども自衛隊の防衛出動はしないことがあります。

○岡田委員 質問に全くお答えいただいていると思うんですが、外部からの武力攻撃がありましたが、そのとき、では、対処基本方針はこの法律に基づいてつくる、何も条件はつけていませんから、外部からの武力攻撃があつたときにはつくるというふうに書いてあります。対処基本方針はつくるんだけれども自衛隊の防衛出動はしないことがあります。それから、終わった後の話もあるんですね。対処措置実施の必要がなくなつたと総理が認める場合に、この基本方針を廃止するということですが、総理が認めるというのも非常に抽象的なところで、私は、こういう国民の権利を制限するような法案ですから、初めと終わりがしっかりとつなぎやいけない。いつまでもだらだら統いて、相手から武力攻撃が終わつたにもかかわらずこういった特別な権利関係が続くということは、ある意味で非常に危険なことだ、そういうふうに考えたのですが、ここはもう少し客観的な状況の中でこの法案が適用される、入り口が非常に不明確だということになりますか。

行の自衛隊法七十六条三項と同様な、明確な撤収要件を示していることから、政府としては、これらのはかに防衛出動の終了についての規定を自衛隊法に設ける必要はないというふうに考えております。

○岡田委員 もう少し整理した上で議論した方がいいと思いますが、今のお話と私の理解では、自衛隊が防衛出動をやめるということになれば、新しいこの今回の法案についての対処方針もうそこで終わるというふうに受け取れたわけではありませんが、法律上はそういうふうになつていなといふことであります。

いましたが、それは最初のときの話でありまして、途中で、これは終わつたから、あるいは事態が変わつたからということで国会が何らかの意思表示をしてやめさせるということも、やはり私はそういう規定が要るんだろうと思うんですね。そういうことについて議論が必要だということを御指摘申し上げておきたいと思います。

時間も限られておりますので先に参りますが、メディアの問題というのがあるんですね。この法案では、指定公共機関として、公共的機関と公益的事業を営む法人というふうに言つてゐるわけであります。N H K についてはこの公共的機関の中に明示的に書いてあるわけですが、その他の新聞やテレビなどのマスコミ機関、新聞社やテレビ局、こういうものは、ここで言う公共的機関あるいは公益的事業を営む法人に入らないということは断言されます。

○福田国務大臣 法案の第二条第五項において、公共的機関として、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社及び日本放送協会、こういうふうになつております。また、公益的事業を営む法人としては、電気、ガス、輸送または通信を営む事業者をそれぞれ例示をいたしております。

実際にいかなるものを指定公共機関として政令で指定するかということにつきましては、その業務の公益性の度合いによりまして、武力攻撃事態

への対処との関連性などを踏まえて、当該機関の意見も聞きつつ総合的に判断する、そういうことがあります。

民間放送事業者につきましては、公益的事業を営む法人として、警報等の緊急情報の伝達のために指定される可能性はございますけれども、現時点では、その機能は公共的機関である日本放送協会を中心として考えております。また、新聞社等につきましては、もし新聞社ということになれば、その性格上、警報等の緊急情報の伝達の役割を担うこととは一般には考えにくい、こういうことで整理をいたしておりますとござります。

○岡田委員 この法律上、指定公共機関というのはかなりいろいろな意味で制約がかかるることになつてゐるんですね。

まず第六条、「旨定の公も幾周は、国及也占ハバ

「たゞ、公私機関は、國及び地方の公共團體その他の機関と相互に協力し、武力攻撃事態への対処に関し、その業務について、必要な措置を実施する責務を有する。」責任が生じるわけですよ。

そして、十五条、対処措置の実施の指示といふのがあります。総理大臣、または所管大臣を通じてその実施すべき措置を、総理大臣または所管大臣は対処措置を実施できる。つまり、機関がやらないときに自分でできるということになつてゐるんですね。これは非常に強い規定だと私は思うんですが、そういうものについて、今の御答弁で口頭で、例えば民放やあるいは新聞社は入らないと思うとかいろいろおつしやいましたが、やはり非常にこれは私は危険なことではないか。もとときは常にこれと限定列挙すべきだ、もし必要があるんなら。

○福田国務大臣　　警報などの緊急情報の伝達のた
　　コニ統制をやるという根拠になるわけですね。い
　　かがですか。

めに放送事業者が指定公共機関に指定される、そういう可能性はあるんですけれども、テレビや新聞などのメディアに対しまして、報道の規制などの、言論の自由を制限するとか、そういうようなことは全く考えておりません。

○岡田委員 今、平時において国会で官房長官が答弁されても、いざというときに、やはり先ほど最初に申し上げたことなんですが、権力というのは恐ろしいものなんですね。だから、いざとなればそれはいろいろなことをやる、そういうことに備えてきちんととしておくことが国会あるいは法律の役割だと私は思います。

報の通知などということであれば、警報の通知についての規定をきちんとこの法律上置いておけばいいんで、そのほかのことについて一般的に投網をかけるようなやり方は、これはぜひやめるべきだ

思いますか、総理大臣、いかがですか。そのぐら
いの御見識ありませんか。

○福田國務大臣　今回の法制につきましては、い
わゆる有事事態に対応する根幹的な考え方を示し
たということで、今後、国民の安全とか保護とか
いうものにつきましてより詳細にわたる体制を整
えるために二年間の猶予をいただいた、このよう
なことでございまして、それの中でその問題も対
応すべきではないかと考えております。

○岡田委員　これは、この法律の中に書いてある
から言っているんですね。これからやる話いや
なくて、法律の中に既に規定があるから申し上げ
ているわけであります。

これは、委員長ぜひ、ここは非常に大事なところ
なんで、まず公共的機関の定義の問題、これも
今はつきりしませんんでした、指定公共機関の問題
か、そのことについてまず政府としてきちんと見
解をまとめさせていただきたい。

その上で、私は、法案を、「これは変えないと無理だと思います、こことのところは。」しかし、その前提として、政府としてどう考えるかということ

○瓦委員長 理事会で協議をさせていただきま
す。
○岡田委員 続いて、三条の関係について、時間
も限られておりますが、参りたいと思います。
かなりこの法案、私、いいかげんだと思うの
は、「万全の措置」なんという言葉が出てくるん
ですね。万全の措置というのは災害対策基本法に
あるといえばそのとおりなんですが、私は、これ
も随分、国は万全の措置をとらなきやいけないと

は、これも権利侵害の可能性という意味において非常に危険なことだと思います。具体的な質問も考えておりましたが、時間の関係で省略をいたします。

ところで、一つ基本的なことを聞きたいと思いま
すが、武力行使をするときの民法や刑法もあるい
は行政法の関係というのは一体どうなるんじよ
うか。ここが、私は、いろいろな官庁の説明を聞
いても必ずしもはつきりしないわけですね。武力
行使時において、相手が敵であるというときには
これは余り議論はないのかもしれません、例え
ば国民に対してもういう関係になるんでしょうか。
ただ、戦闘行為が行われている最中に、これは
一つの例ですけれども、たまたま自分が日ごろか
ら気に食わない市民が近くにいたからこれをやつ
つけた、あるいは住居を、その人の住宅を壊し
た、これはもちろん通常の刑法や民法の適用にな
るというふうに考えるわけですが、戦闘行為
がに関連して、例えば、個人の住宅の中に敵がい
る、この個人の住宅を破壊しないと戦えない、こ
ういう場合は民法、刑法の関係というのはどうな
るんでしようか。

○中谷国務大臣 まず、基本の認識でありますけれども、我が國に侵攻する他の國の軍隊が攻撃を行つて自衛隊がそれに対し対処するような地域におきましては、民間人に対する避難誘導を適切に実施をして、民間人に被害が及ばないよううに措置をするというのが基本でございます。

その上で、自衛隊による行動がございますけれども、それにつきましては、國際法規、慣例を遵守し、「事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえではならない」という法的な制約を課しているわけでございます。

そこで、武力行使による敵の殺傷が、自衛隊法八十八条に基づく正当行為であるとはいへ、不可抗力による場合を超えて、仮にも故意によつて民間人に危害を加えるようなことがあれば、そのような行為はもはや適法に行われた正当行為とは言えないわけでありまして、その意味で、自衛隊法八十八条は自衛隊に超法規的な権限を与えるものではございません。

さらに、具体的に、武力の行使に当たる自衛官に対しても、こうした法的制約を担保するため、違法な命令をした場合や上官の命令に違反した場合には、他の公務員にはない厳しい罰則が科せられるところございまして、このように行動をしてまいることでございます。

○岡田委員 基本的に民法や刑法の適用はあるんですね、ないですか、戦闘行為のときに。

○中谷国務大臣 これは、正当防衛ということを考えいただきたいと思いますけれども、外國から我が國を侵略されたときに、自衛権に基づいて武力の行使ができるというのは、これは國際法、国連憲章にもござりますけれども、認められております。そこで、自衛隊法の七十六条の一項の規定がございますけれども、防衛出動を命ぜられた自衛隊は、我が國を防衛するため、八十八条に基づいて、國際の法規、慣例を遵守し、かつ事態に応じて合理的に必要と判断される限度において必要な武力を行使することができます。いわば國家の正当防衛行為でございます。

ところが、外部の侵略者はどうするかというと、こういった国内の法規とか國際法を無視して行つて自衛隊がそれに対し対処するような地域におきましては、民間人に対する避難誘導を適切に実施をして、民間人に被害が及ばないよううに措置をするというのが基本でございます。

その上で、自衛隊による行動がございますけれども、それにつきましては、國際法規、慣例を遵守し、「事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえではならない」という法的な制約を課しているわけでございます。

○岡田委員 私は、民法、刑法の関係などと問うたのに対して答えていただいていると思いますので、また同僚議員が改めてこの点については厳しく質問すると思いますが、今、最後におっしゃつた行政法規の関係も、そうするところということであります。

例えば、今回、自衛隊法の改正で、河川法の問題がありますね。事前に協議しなきゃいけない、河川に構築物をつくるときに。しかし、それはできないから通知でいい、こういうことにいたしました。こういう規定も、戦闘行為の最中は、常識的には、そんな、知事を捜して通知するというのではなく、戦闘行為のときにはどういうことがないといふふうに考え方を整理するのか。

私も、そういうときに一々知事を捜して通知するとか、それは非現実的だと思いますよ。でも、そうならそうで、どういう場合にはどういうことができるかということを法律で明確にしておくと、これが有事法制の意味ですから、そこの肝心な部分が全部抜けているんじゃないですか。

○中谷国務大臣 繰り返しますけれども、この事態というのは異常な事態でありますけれども、そもそも外部の侵入者は、我が國の法律とか國際法を無視して、あらゆる手段を使ってくるわけでございます。これに対して、これを排除しなければならないわけでありまして、その行為が自衛隊法八十八条でございまして、これは正当行為として許されるものでございます。

しかし、超法規的かどうかといいますと、やはりこの行為につきましては、不可抗力による場合を超えて故意に民間人に危害を加えるような行為や、上官の適法な命令に故意に背くような行為

は、かかる行為を禁じた刑法または自衛隊の規定に違反するものでございまして、完全に超法規で

あるということではございません。

○岡田委員 こういう基本的なことは、政府としてぜひ整理された方がいいと思うんですよ。今話を聞いていますと、ですから、敵の武力行使があつた、そしてその前後、自衛隊が陣地を構築したり、いろいろ現場に駆けつける、そこは今回の自衛隊法の改正で手当てをするんだけれども、戦闘行為になつたらもうそれは関係ないんだといふふうに考えていいと思います。

その根拠は何かといえば、この八十八条の二項

で、「合理的に必要と判断される限度をこえでは

ならない」、だからその範囲ではいいんだ。しかし、それは本当の法治国家なんですか。それこそまさしく超法規じゃないですか。今回、この有事

法制をつくるというのは、そういうことがないたとこについては法律を整備するかもしれないですが、結局、非常に限定され

けれども、戦闘行為のときにどういうふうに考え方を整理するのか。

私は、そういうときに一々知事を捜して通知す

るとか、それは非現実的だと思いますよ。でも、

そうならそれで、どういう場合にはどういうこと

ができるかということを法律で明確にしておくと

いうことが、これは有事法制の意味ですから、そ

の関係をどう考えるのか、そしてその法的根拠は何

かということについても、きちんと政府として検討して示していただきたい。何か、自衛権がある

からとか、そういう話じゃないでしよう、これ

は。一番基本的なところじゃないですか。

○岡田委員 私は、今の議論というのは、これは

専門的な法律家の議論にたえないと思うんです

ように自衛隊法に規定をしておりますし、刑法や

自衛隊法の規定に違反しないように、そのよう

なルールを設けて、実効性の担保を図っているわ

けでございます。

○岡田委員 私は、今の議論というのは、これは

専門的な法律家の議論にたえないと思うんです

ね。ですから、ぜひこことのところ、つまり、戦闘

行為における民事法、刑事法あるいは行政法との

関係をどう考えるのか、そしてその法的根拠は何

かということについても、きちんと政府として検

討して示していただきたい。何か、自衛権がある

からとか、そういう話じゃないでしよう、これ

は。一番基本的なところじゃないですか。

○岡田委員 私は、今の議論というのは、これは

専門的な法律家の議論にたえないと思うんです

ね。ですから、ぜひこことのところ、つまり、戦闘

行為における民事法、刑事法あるいは行政法との

関係をどう考えるのか、そしてその法的根拠は何

かということについても、きちんと政府として検

討して示していただきたい。何か、自衛権がある

からとか、そういう話じゃないでしよう、これ

は。一番基本的なところじゃないですか。

○岡田委員 私は、今の議論というのは、これは

専門的な法律家の議論にたえないと思うんです

ね。ですから、ぜひこことのところ、つまり、戦闘

行為における民事法、刑事法あるいは行政法との

関係をどう考えるのか、そしてその法的根拠は何

かということについても、きちんと政府として検

討して示していただきたい。何か、自衛権がある

からとか、そういう話じゃないでしよう、これ

は。一番基本的なところじゃないですか。

○岡田委員 私は、今の議論というのは、これは

専門的な法律家の議論にたえないと思うんです

ね。ですから、ぜひこことのところ、つまり、戦闘

行為における民事法、刑事法あるいは行政法との

関係をどう考えるのか、そしてその法的根拠は何

かということについても、きちんと政府として検

討して示していただきたい。何か、自衛権がある

からとか、そういう話じゃないでしよう、これ

は。一番基本的なところじゃないですか。

○岡田委員 私は、今の議論というのは、これは

専門的な法律家の議論にたえないと思うんです

ね。ですから、ぜひこことのところ、つまり、戦闘

行為における民事法、刑事法あるいは行政法との

関係をどう考えるのか、そしてその法的根拠は何

かということについても、きちんと政府として検

討して示していただきたい。何か、自衛権がある

からとか、そういう話じゃないでしよう、これ

は。一番基本的なところじゃないですか。

○岡田委員 私は、今の議論というのは、これは

専門的な法律家の議論にたえないと思うんです

ね。ですから、ぜひこことのところ、つまり、戦闘

行為における民事法、刑事法あるいは行政法との

関係をどう考えるのか、そしてその法的根拠は何

かということについても、きちんと政府として検

討して示していただきたい。何か、自衛権がある

からとか、そういう話じゃないでしよう、これ

は。一番基本的なところじゃないですか。

○岡田委員 私は、今の議論というのは、これは

専門的な法律家の議論にたえないと思うんです

ね。ですから、ぜひこことのところ、つまり、戦闘

行為における民事法、刑事法あるいは行政法との

関係をどう考えるのか、そしてその法的根拠は何

かということについても、きちんと政府として検

討して示していただきたい。何か、自衛権がある

からとか、そういう話じゃないでしよう、これ

は。一番基本的なところじゃないですか。

○岡田委員 私は、今の議論というのは、これは

専門的な法律家の議論にたえないと思うんです

ね。ですから、ぜひこことのところ、つまり、戦闘

行為における民事法、刑事法あるいは行政法との

関係をどう考えるのか、そしてその法的根拠は何

かということについても、きちんと政府として検

討して示していただきたい。何か、自衛権がある

からとか、そういう話じゃないでしよう、これ

は。一番基本的なところじゃないですか。

○岡田委員 私は、今の議論というのは、これは

専門的な法律家の議論にたえないと思うんです

ね。ですから、ぜひこことのところ、つまり、戦闘

行為における民事法、刑事法あるいは行政法との

関係をどう考えるのか、そしてその法的根拠は何

かということについても、きちんと政府として検

討して示していただきたい。何か、自衛権がある

からとか、そういう話じゃないでしよう、これ

は。一番基本的なところじゃないですか。

○岡田委員 私は、今の議論というのは、これは

専門的な法律家の議論にたえないと思うんです

ね。ですから、ぜひこことのところ、つまり、戦闘

行為における民事法、刑事法あるいは行政法との

関係をどう考えるのか、そしてその法的根拠は何

かということについても、きちんと政府として検

討して示していただきたい。何か、自衛権がある

からとか、そういう話じゃないでしよう、これ

は。一番基本的なところじゃないですか。

○岡田委員 私は、今の議論というのは、これは

専門的な法律家の議論にたえないと思うんです

ね。ですから、ぜひこことのところ、つまり、戦闘

行為における民事法、刑事法あるいは行政法との

関係をどう考えるのか、そしてその法的根拠は何

かということについても、きちんと政府として検

討して示していただきたい。何か、自衛権がある

からとか、そういう話じゃないでしよう、これ

は。一番基本的なところじゃないですか。

○岡田委員 私は、今の議論というのは、これは

専門的な法律家の議論にたえないと思うんです

ね。ですから、ぜひこことのところ、つまり、戦闘

行為における民事法、刑事法あるいは行政法との

関係をどう考えるのか、そしてその法的根拠は何

かということについても、きちんと政府として検

討して示していただきたい。何か、自衛権がある

からとか、そういう話じゃないでしよう、これ

は。一番基本的なところじゃないですか。

○岡田委員 私は、今の議論というのは、これは

専門的な法律家の議論にたえないと思うんです

ね。ですから、ぜひこことのところ、つまり、戦闘

行為における民事法、刑事法あるいは行政法との

関係をどう考えるのか、そしてその法的根拠は何

かということについても、きちんと政府として検

討して示していただきたい。何か、自衛権がある

からとか、そういう話じゃないでしよう、これ

は。一番基本的なところじゃないですか。

○岡田委員 私は、今の議論というのは、これは

専門的な法律家の議論にたえないと思うんです

ね。ですから、ぜひこことのところ、つまり、戦闘

行為における民事法、刑事法あるいは行政法との

関係をどう考えるのか、そしてその法的根拠は何

かということについても、きちんと政府として検

討して示していただきたい。何か、自衛権がある

からとか、そういう話じゃないでしよう、これ

は。一番基本的なところじゃないですか。

○岡田委員 私は、今の議論というのは、これは

専門的な法律家の議論にたえないと思うんです

ね。ですから、ぜひこことのところ、つまり、戦闘

行為における民事法、刑事法あるいは行政法との

関係をどう考えるのか、そしてその法的根拠は何

かということについても、きちんと政府として検

討して示していただきたい。何か、自衛権がある

からとか、そういう話じゃないでしよう、これ

は。一番基本的なところじゃないですか。

○岡田委員 私は、今の議論というのは、これは

専門的な法律家の議論にたえないと思うんです

ね。ですから、ぜひこことのところ、つまり、戦闘

行為における民事法、刑事法あるいは行政法との

関係をどう考えるのか、そしてその法的根拠は何

かということについても、きちんと政府として検

討して示していただきたい。何か、自衛権がある

からとか、そういう話じゃないでしよう、これ

は。一番基本的なところじゃないですか。

○岡田委員 私は、今の議論というのは、これは

専門的な法律家の議論にたえないと思うんです

ね。ですから、ぜひこことのところ、つまり、戦闘

行為における民事法、刑事法あるいは行政法との

関係をどう考えるのか、そしてその法的根拠は何

かということについても、きちんと政府として検

討して示していただきたい。何か、自衛権があるからとか、そういう話じゃないでしよう、これは。しかししながら、何でもやつてもいいかといふふうに思ってます。されば、故意に民間人に危害を加えたり、また上官の命令に背くような行為

を満たしている限りにおいては、行政法規等の法律で、故意に民間人に危害を加えたり、また上官の命令に背くような行為

法なものでなければ、当然、国家賠償法とか、そういういた民法上の、国賠法上の責任が出てくる。それ以外の適法行為につきましては、事案によりましても、例えば、適正な損失補償をしなければいけないようなケースがあり得るというような関係に立とうかと思います。

それは、あくまで國家の、国の公務としての正当行為でございますから、それに対する規制というところでございますので、その関係では、戦闘行為、いわゆる武力行使が行われるような場面におきましては、それは正当行為としての評価を受けるわけでございますので、もちろんいろいろの、例えば憲法の二十九条のような規制を受けるような面もございますでしょうかけれども、そういったところで判断をしていくということになります。

○岡田委員 今の御説明は、そうすると、刑法や民法は原則的には適用されるけれども、刑法であれば、正当業務行為ということで違法性がなくて罰せられることはない、民法あるいは国賠法上も故意過失がない限りはそういう責任を問われることはない、そういう説明だというふうに理解をしたんですが、行政法の場合、どうなんですか。

先ほど言いました河川法、今回、自衛隊法の改正の中で河川法を変えますね、知事に対して通知するということになっていますね。こういう戦闘行為の場合も通知するんですか。しないなら、その根拠は何なんですか。

○津野政府特別補佐人 これは、先ほどから防衛庁長官も行政法規等につきましてはお話をしておりましたが、例えば、先ほど言われましたような河川法上の通知の問題でございますけれども、こういったものは、これはあくまで戦闘、いわゆる武力行使を行っている場所を離れた場合における規制を、特例を設けているわけでございます。当然、戦闘行為が行われているような場所におきましても、そういった余裕があるかどうかという問題はございませんけれども、そういう余裕があるならば、それはできる場合もあるかと思います

けれども、基本的に、事態は、戦闘という非常に緊迫した中で、しかもどういうふうに変化するかわからない。そういうふうに変化するか

が正当な武力の行使をしている以上は、そういうことにもしも適用を、何といいますか、適用に対しても違反したとしても、適用しなかつたとしても、それは正当な業務行為として、何ら法的に問題を生ずるというようなことはございません。

○岡田委員 そもそもその発想が、有事においてきちんと自衛隊の活動が法律に基づいて行われるようになりますが、この場合は、戦闘行為のときに、その有事法制の提案がされていました。それはもう正当事由かどうかで判断するんだ

か。それでは、私、やはり説明になつていいのかと思ひます。法律上の根拠がやはり要るんじやないか。具体的妥当性について、その場合、一々

知事に通知しなきやいかぬとか、そういうことを言つつもりはありませんよ。しかし、それならそれで、きちんとそういうものがルール化されていないと、結局、超法規で何でもできるという話につながりかねない問題だ、そのことを最後指摘申し上げて、同僚議員にかわりたいと思います。

○瓦委員長 この際、玄葉光一郎君から関連質疑の申し出があります。岡田君の持ち時間の範囲内でこれを許します。玄葉光一郎君。

○玄葉委員 民主党の玄葉光一郎です。

私は、緊急事態に備える法整備は必要だというふうに思っています。ただ問題は、できればだということだと思います。実効性が余りになかったり、あるいは過度のあいまいさとかごまかしがあります。率直な御答弁をこれからお願いしたいというふうに思います。

各論に入る前に、総論を一つだけ聞いておきました。このふうに思つておきます。

それは内閣の情報体制という課題であります。これは、この有事関連法制に密接に関連をする

と同時に、ある意味ではそれ以前の最重要課題だと言つても過言ではないというふうに思つておられます。情報が、この場合、インテリジェンスという意味での情報というニュアンスが強いですけれども、情報が的確に収集をされて、分析をされて、もちろんその前に伝達されて、活用されなければ、そもそも武力攻撃事態の認定もできなければなりません。

○小泉内閣総理大臣 これはなかなか難しい問題です。情報が十分かどうか。この内閣の情報体制について、果たして総理は、現在十分であるというふうに考えておられるか、まずお伺いをしたいと思います。

○小泉内閣総理大臣 これはなかなか難しい問題です。情報が十分かどうか。

情報の持つ重要性というのは今も昔も変わらないと思います。特に専守防衛という体制をとつて、我が国におきましては、まず、いかに国際情勢あるいは安全保障情勢、国内の危機に対する情勢を収集していくか、その機関なり体制を整えていくか、人員をどのように配置していくか、これは大変重要な問題であります。

その情報の収集と分析については、いかに十分な体制をとるかということは、まあ限度がないと思ひますけれども、できるだけの体制をとつて、誤りない情報の分析、収集に努めていきたいと思います。

○玄葉委員 私は、率直に言つて、現状は、残念ながら粗末だというふうに思つています。

例え、日米安保の将来という議論をするときに、私自身も大事だと思つてますけれども、戦略対話だ、こういう話が出てきます。あるいは情報の共有だ、こういう話も出でますね。だけれども、私も当選して以来、アメリカの担当者と話をすると、戦略だ、情報の共有だと言つたって情報が筒抜けになるじゃないかと、直接、間接によ

く言われます。こういう問題がまず一つあります。それに、逆に、例えば情報を漏らさないように

いうふうに仮にしたとしても、我々は、残念ながらとりますか、米国に情報を依存している側面が強いと思います。そうなると、逆にアメリカに振り回される、こういう危険も率直に言つてあります。

あるいは、もう一つ例を挙げますけれども、今引き揚げ中の不審船、この不審船が発見されたときには、一体、当初、官邸はどういう判断をしたか。これは中国の密輸船ではないか、中国の密航船ではないかというふうに判断をしたのではないのは、いわば公然の秘密と言つてもよいのではないかというふうに思つんですね。

ですから、これは全くお粗末な状態ではないかという危惧を持つておられるわけですね。課題は何だというふうにお考えになつておられますか。

○小泉内閣総理大臣 これは、表に出せる情報と出せない情報があるといった、今玄葉議員の指摘、確かにあります。

官邸としては、この武装不審船の問題につきましては、それその場合を想定して、またある国のことと想定して、どのような態勢をとるべきか、海上保安庁がやるべき問題、自衛隊がどこまでやつていいかという問題、いろいろ含めて対応したわけあります。こういう観点から、私は、最近の情報の重要性を見ると各国との共有という問題も非常に重要だと思っております。

そこで、各国との情報の交換、共有というような場合、情報の交換と同時に情報の秘密をいかに守るかということも非常に重要なことです。

私はいろいろな各国との首脳の会談でも経験的にわかつてまいりました。どの程度こちらが言つていいのか、また相手の情報をどの程度公表しているのかというのには非常に難しい問題であります。こういう問題もありますから、それだけに日本国内だけの問題ではない、相手国の問題のある場

合、相手国が一国だけの問題、複数に絡んでいる問題、こういう問題につきましても私は、情報の共有と、情報の秘密をいかに守つて国民の安全を確保するかというのが非常に重要でありますので、情報の重要性というものを、これは日本としてもよりこの情報収集体制、分析体制について細心の注意、強化が必要だと思っております。

○玄葉委員 課題はたくさんあると思うんです。これは先ほどの戦略対話とか情報の共有という意味からは、総理も御答弁されたように漏れるという話がある。先ほどの不審船の話からは、十分に正確に伝達されないあるいは分析されないという側面も現状だ。率直に言つてお粗末だというのは、これは言わざるを得ないというふうに思いますが、

ですから、ここは私は、早急に検討チームをつくりて検討に入るというふうにしないと、武力攻撃事態に万全の措置をとるんだ、こう法案に書いてありますけれども、その前の情報収集、分析、活用の体制に万全の措置がとられなければ何にもならない、これが大前提ですよ。

今、やじというかお話の中に、機密漏えい防止策の話も出ていました。これは非常に纖細な問題です、率直に言つて。漏れるという話からはそういう議論は出てくると思います。これは知る権利との関係だ、あるいは表現の自由との関係だ。誤解なさらないようにしていただきたいです。けれども、例えば個人情報保護法によるメディア規制というのは、私は反対ですよ。私は反対ですね。だけれども、もつと言えば、情報公開法の機密の範囲なんというのもつと限定した方がいいと思っていますよ、私は。ただ、より限定されたかがです。

○小泉内閣総理大臣 これは一見矛盾しているような話だけれども、重要な指摘だと思っていま

ところも言うでしようし、その情報が公開されるこ

とによって非常に安全に対しても、あるいは個人

の場合はプライバシーの問題について被害を受け

る場合がある。第三者は全く被害を受けない場合

がある。

こういう点において、情報を公開すべきだとい

う一般論については私も賛成ですけれども、同時に、秘密を守らなきやならない、公開すべきでない情報もあるということ、その両面の対応が私は大変重要ではないかと思つております。

○玄葉委員 ですから、個人情報保護法のよう

に、表現の自由あるいは知る権利などの調整を

図る必要がないところで図つていて、本当は表現

の自由との調整を、いわば本当にぎりぎりのこ

ろで收れん点を見つけていかなきやいけないテー

マがこのテーマだと、私自身はそう思つているん

です。ぜひ、これからやりつていていただきたいと

いうふうに思つています。

それでは、各論に入りますけれども、岡田政調

会長の質問内容とできるだけ重ならないようにし

たいというふうに思います。

まずは、古典的な武力侵攻よりも周辺事態の方

が蓋然性は率直に言つて高いと思いますので、周

辺事態の関係についてお伺いをしたいというふう

に思ひます。

まず、周辺事態法というのは、周辺事態法第一

条でこう書いてあります。「そのまま放置すれば

我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれの

ある事態」というのが周辺事態の一例でございま

すけれども、そのまま放置をすればといふこと

に至るおそれのある事態等」と書いてあるんです

が、このわかりやすい例示として示されているこ

のような事態は、これは武力攻撃事態になるので

すか、重なる事態なんですか、確認をしたいと思

います。

○中谷国務大臣 なる場合もあれば、ならない場

合もございます。

御質問にありました、この「そのまま放置すれ

ば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれの

ある事態」というのが周辺事態の一例でございま

すけれども、そのまま放置をすればといふこと

に至るおそれのある事態等」と書いてあるんです

が、このわかりやすい例示として示されているこ

のような事態は、これは武力攻撃事態になるので

すか、重なる事態なんですか、確認をしたいと思

います。

○玄葉委員 本来、先ほど議論されていた予測さ

れる事態というのは例示されるべきだというふう

に思ひますけれども、事態によつてなる場合とな

らない場合があるわけでござります。

○玄葉委員 本来、先ほど議論されていた予測さ

れる事態というのは例示されるべきだというふう

に思ひますけれども、事態によつてなる場合とな

らない場合があるわけでござります。

以上、お答えいただきたいと思います。

○中谷国務大臣 今、周辺事態の概念に関する政

府の統一見解によりまして、事例を六つ挙げてい

ただきました。

内乱や内戦等の事態が発生し国際的に拡大して

いる状況とか、大量の避難民が発生し我が国への

態において整理されなければならない課題というのがかなりあるのではないかというふうに思つうです。自治体、民間との関係とか、さまざまあると思うんですけれども、例えばこの場合はどうなるんでしょうか。

武器弾薬の提供という議論がござります。つまり、周辺事態法では、たしか第三条だったと思ひますけれども、我が国は米軍に対して、周辺事態にあつては武器弾薬の提供はできない、しないということになつています。もつと細かいことを言うと、戦闘作戦行動の発進準備中の云々、こういうことがありますけれども、例えばの例で、武器弾薬の提供はできない。

しかし、今後、今外務大臣がおっしゃったように、米軍への支援法とかあるいは有事ACSAのようなものが整備されていくと、当然、そもそも我が国の武力攻撃事態なわけですから、我が国の武力攻撃事態にあつては武器弾薬の提供はしますよね。そこはいいですかちょっとと確認のため。

○川口國務大臣 具体的な内容につきましては、これから検討する中で検討をしていくことです。○玄葉委員 いや、具体的な内容といつても、これは少なくとも、武力攻撃が我が国に対しても発生して自衛権の問題が発生した、こういうときに武器弾薬の提供というのは私はできるんだと思つてゐるんですけども、米軍に対してですよ、米軍は私たちの国を守ってくれているんですよ、そういう場合、それもこれから検討するんですか。○川口國務大臣 国内的な法制ということについては、ございませんので、それを検討していくと、武器弾薬についてと呼ぶ）武器弾薬について、自衛権の行使の範囲内でそれはできると思いますけれども、それをやっていく国内的な法制、それをこれから検討する、そういうことでございます。○玄葉委員 例えば、こういう事態のケースを考えたときにはどうなんでしょうか。

あえてわかりやすくするために、これはわかりやすく議論しないとなかなか国民の理解を得られないで、あえて特定します。朝鮮半島で事態が起きたやつた。それで、それは周辺事態と認定した。同時にそれは我が国の武力攻撃事態にも認定した。そうなつたときに、米軍から武器弾薬の提供を求められた。こういう場合米軍は、朝鮮半島で、朝鮮半島ですよ、日本側が提供した武器弾薬というのは、これは使えるんですか、使えないんですか。

○中谷國務大臣 その場合は、朝鮮半島における周辺事態の支援とまた我が国の武力攻撃事態における米軍の支援と、それは区分をして支援を行うわけでございます。

○玄葉委員 そうすると、どうですか。五条事態、つまり武力攻撃事態での米軍に対する武器弾薬の提供を読むのであれば、その武器弾薬は、米軍は朝鮮半島でも使っていいんだということなんですか、それともそうじゃないんですか。

○中谷國務大臣 武力攻撃事態における米軍の支援につきましては、あくまでも我が国の自衛権、すなわち自衛権発動の三要件の認定があつて、それに伴つて行動する米軍に対する支援とございまして、我が国の米軍への支援は我が国の防衛に関するものに限定されるわけでございます。

○玄葉委員 そうすると、朝鮮半島で米軍はそれを使用してもいいということですね。どうなんですか。もう一回確認したいんです。

○中谷國務大臣 そういうことは一概に言えないわけでございます。（玄葉委員「一概に言えない」と呼ぶ）

我が国の武力攻撃に対する米軍への支援は、これまで我が国の武力攻撃に限定されるわけでござりますので、ほかの地域の周辺事態には使わないわけでございます。

○玄葉委員 いや、率直に言つて答弁になつていませんが、これは、答弁になつていな

がこういうことを聞いているかということなんですか。つまりそれは、やはり私たちの国の安保政策に残念ながら答えてもらつていいんです。ですから、そこは多分何度も聞いても同じなんでしょう

と思ふんです。例えば今、法律を使い分けるみたいな話です。

あと、周辺事態と武力攻撃事態が併存する事態において、地方自治体の対応、あるいは国以外の者、そういう方々との対応、これも一つの問題になつてくるんだ、論点だとうふうに思います。つまり、周辺事態においては、地方自治体に対してまさに必要な協力を求めることができる、あるいは国以外の者に対する依頼をすることができる、あるいは国以外の者に対する依頼をすることがあります、ただ、今それを改正するわけにはいかないし改正するべきじゃない、だけれども、国益至上、今使い分けするところがベストなんだ、そういう正面からの説明を聞きたいと思って、そういう意図で一つは質問をしているんです。

ただ、これは一つの大きな課題だと思いますから、全く答えられていませんので、後でまた質問をさせていただきたいというふうに思います。

○中谷國務大臣 使い分けができるかどうかといふことでございますが、我が国の武力攻撃事態におきましては、共同作戦計画や相互支援計画等をつくりまして、軍事面でのオペレーションにつきましては日米間で調整をして行うということになつております。

○福田國務大臣 基本的にはそういうことなんですね。周辺事態と武力攻撃事態、それぞれ別個の法律上の判断に基づくものでございまして、周辺事態安全確保法による協力の求め、そして武力攻撃事態対処法による指示などについても、それぞれの法律に基づいて行われる、こういうことになつてます。

仮に、これらの事態が併存する場合におきましても、それぞれの法律に定める要件に基づく措置が講ぜられる、こういうことになつております。○玄葉委員 関連して、地方自治体との関係を少しお尋ねしたいんですけれども、地方自治体との関係については、五条と七条に、地方公共団体の責務ということが書いてあり、同時に地方公共団体と国との役割分担というのが書いてあるわけです。具体的には何も書いてないと言つても過言で

はないというふうに思いますが、一体地方自治体は武力攻撃事態があつたときには何が求められるでしょうか。いかがでしょう。

○片山国務大臣 地方公共団体の責務につきましては、今後の個別法制の中で具体的に決めていくことになると思いますけれども、地方団体は一般的には、住民の生命、身体、財産を守るという使命がありますから、想定されるものとして

は、例えば避難のための警報の発令、伝達や、被災者の救助や、あるいは施設設備の応急的な復旧や、そういういろいろな措置の場合の中で地方団体は国との関係で一定の役割を果たす、こういうことになると思います。

具体的には、個別法制をやる場合に、私は、地方団体の意向を十分体してその法制の中に盛り込みたい、こういうふうに思っております。

○玄葉委員 いわゆる地方自治体にそういう役割を負つていただくということになるのであれば、当然それなりの権限を例えば知事さんなり市町村長さんなりが持たないとできないという側面もあるのではないかというふうに思いますし、あるいは警察とか消防なんかとの関係も出てくると思うんですけど、そこはいかがですか。

○片山国務大臣 御指摘の点を含めまして、内閣官房を中心に関係省庁集まりまして、その点は整理しながら個別法制を整備してまいりたい、こういうふうに思つております。

○玄葉委員 ですから、米軍との関係なんかもそうなんですけれども、国民の皆さんにとって大事な、いわゆる住民の避難だと誘導をどうするかとかということが抜け落ちているんですね。これはやはり重大な欠陥だというふうに言わざるを得ない。一緒に出すというのが本来なんじゃないかと思うんですけれども、総理、いかがですか。

○小泉内閣総理大臣 不備な点があつたらばげひ提言していただきたい。よく検討したい。

○玄葉委員 ですから、なぜ一緒に出さなかつたのかということ。それは間に合わなかつた、こういうことですか。

○小泉内閣総理大臣 本来もつと早くやるべきだという意見だつたら、これは大変建設的な議論だと思います。私としては、今まで備えが不十分だつたんじやないかという点を考え、今回この法案の審議をお願いしているわけでありますので、今回、不十分であるとも思われるんだつたら、十分な提言も出していただき、私どももよく検討させていただきたいと思います。

○玄葉委員 ですから、これを出すならば、本来は、俗に言う第三分類、それも一緒に出してほしかつたということであります。優先順位の問題としては、先ほど、今回の武力攻撃事態に当たらないテロとか不審船の問題もある。もつと言えばサバーテロの問題なんて何も対応できていないと言つても過言ではないというふうに思つんですけれども、それはまさに優先順位をどうつけるかという話で、同時に並行で進めなきやいけない話だから本来一緒に出してほしかつた、こういうことを実は申し上げているということでございま

す。

もう一つ、先ほど岡田委員の方から質疑がありましたがけれども、武力攻撃事態の終わりの認定ですね、これはぜひ国会が関与できるようにしなければならないんだろう。やはり泥沼化を防ぐ手立てというのは法律に内在させておかなきやいけないといふうに思つています。せめて、これは最低限国会決議があればそれはやめます、こういうことだろうといふうに思つますけれども、それは総理、いかがですか。

○福田国務大臣 武力攻撃事態が終了しまして、一連の対処措置を継続する必要がなくなつたという場合には、政府は対処基本方針を速やかに廃止して国会に報告する、こういうことになつております。その際、政府が対処基本方針についての国会の審議等を通じて示された国会の意思を尊重す

とも武力攻撃事態ではないというふうに認定しようと、認定というか終わりを決めようということだと思います。私としては、今まで備えが不十分だつたんじやないかという点を考え、今回この法案の審議をお願いしているわけでありますので、今回、不十分であるとも思われるんだつたら、十分な提言も出していただき、私どももよく検討させていただきたいと思います。

○玄葉委員 いや、もう余りやりませんが、アメリカでも、例えば国家緊急事態法なんかでは、それは連邦議会が決議すればやめるということになつてゐるわけですよね。そこは、やはり我々としては最低限求めなきやいけない話だというふうに思つています。

以上です。

○瓦委員長 午後一時十五分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

正午休憩

午後一時十六分開議

○瓦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○藤井(裕)委員 私は、激動の昭和という真つた質疑を続行いたします。藤井裕久君。

○藤井(裕)委員 私は、激動の昭和という真つた質疑を続行いたします。藤井裕久君。

だ中に生まれました。そして、濁流の中で何とか生き長らえてきた。そして、自由党の安全保障政策の基本は、第二次大戦の反省の上にすべてがで

きています。ですから、第二次大戦の反省の上に立つた自由党の政策を私自身の経験とオーバーラップさせながら私どもの考え方を申し上げますので、総理におかれでは、その我々の考え方に対して御意見をいただければありがたいと思つています。

私が生まれた一ヵ月前に五・一五事件があつたんです。それは、総理におかれでは、その我々の考え方に対して御意見をいただければありがたいと思つています。

○小泉内閣総理大臣 まず、政治として、総理大臣として一番留意しなきやならない点、それは、二度と戦争を起こしてはならないことだと思つております。そういう過去の忌まわしい、避けなければならなかつた戦争事態に突入して、国民は悲惨な苦しみに直面した。こうしたことから、戦後、いろいろな反省の上に立つて、今日、日本はこのような平和のうちに先進国の仲間入りを果たすことができたと思うのであります。

今後、総理大臣としては、戦争を起こさないということと同時に、もし不慮の事態が起つたならば、未然に防ぐ、あるいは被害を最小限にとどめる、緊急事態に対しても常に備えておくという

件、昭和十一年二月二十六日のあの事件の銃弾の弾痕がございますね。これは、陸軍の少佐士官が陸軍の一部を使って反乱を起こし、当時の平和を求めていた高橋是清、斎藤実、この二人の命を奪い、終戦のときの総理大臣をやられた鈴木貫太郎に重傷を負わせた、こういうことです。

私は、そういうのを見てまいりまして、軍といふものは、日本の本当の国民の命を守り、日本の平和を守るという組織であることは間違いないと事実であります。もし一たん指導者が誤れば、国民を塗炭の苦しみに陥れる集団であることも否定できないと思っております。

今総理は、政治の最高責任者であるとともに、三軍の長なんですね。明治憲法においては、統帥権の独立という形で総理のところをバイパスしていたんですね、軍事問題は。それについて、けしからぬ、それを侵犯したぞということでやつたのが五・一五事件ですよね。勝手に政治が中に入ってきた、ロンドン軍縮条約を勝手にやつた、こういう話です。

今、そういうことは全くありません。全くありませんから、総理におかれでは、特にこういう法律を出されて、総理の役割というのはますます大きくなるというこの原案なんですよ。ひとつ、どうか総理、三軍の長としての覚悟を述べていただきたいと思います。

ことが大きな責任ではないかと思つております。

○藤井(裕)委員 私は、総理にもう一つ言つていただきたいことがあるのですが、それはきょうのメーンテーマでありますから、徐々に申し上げます。

私は、小学校六年から中学一年にかけて、東京

直下の大爆撃の真下にいました。もう高射砲も撃てなくなつちやつてました。そしてサー・チライトだけが爆撃機のパイロットの顔をよく映してました。私は防空ごとの中でも、もし生あれば、こいつは絶対してはいけないということを幼心に誓つたんです。今、不思議に命長らえてこう

いう場に立つているというのが実感なんですよ。そして、戦争の悲惨さというものを後世に訴え伝えることも非常に大事ですが、なぜこのような悲惨な事態が起つてきたのかというのをもう一度はつきりさせて、これから世代につないでいくということが我々の役目なんじゃないかと私は思つてゐるんです。

そして、それは、はつきり言いますと、政治があるいは指導者が原則といふものを全く無視していくことが役目なんじゃないかと私は思つてゐるんです。だから、そういうものは全くなかつたんですね。あるものは国威発揚の閣議決定だけなんですよ。国威発揚といふのは、どんぞ出ていけという話です。それしかありませんでした。

そこで、簡単に昭和のことを申しますが、昭和二年、三年の山東出兵は邦人保護なんですよ。邦人保護の名においてよその國に土足で入るということは、國際法上許されていないのです。これをやりました。昭和六年の東北地方、満州でもいいですが、その地域における軍事行動によって、昭和七年には満州國をつくりました。それは國際的な常識からいえば全く反するということです。そしてその同じころ、熱河作戦といつて、これはまたどういう理由があるのか、全く理由がない

けれども、山海關を南下して、そして河北省だとかかるいは蒙古、内蒙古、こういうところに出ていつもやつた。これも全く理由がない。

さらに、盧溝橋事件を機として、昭和十二年に中シナ、今の言葉じやないけれども、昔は中シナですね、それへ上陸して、揚子江を北上して南京まで占領しちやつたんですね。これだつて全く大義名分がありませんね。全くありません。

それから、蔣介石政権が重慶に移つたら、蔣援ルートと称して、重慶の蔣介石を助けるということで、昔の言葉で言いますが、北部仏印に出ていつちやつた。その明くる年には南方から来る石油を確保するために、南部仏印まで出ていつちやつた。そしてついに日米開戦のきっかけになつた。こういう歴史を持つてゐるわけですね。そこにあるのは無原則ですよ。単なる国威発揚だけなんですよ。

だから、私たちはそこのところが一番大事だと思つています。物事は原則を持つて、これは絶対やつちやいかぬということをはつきりさせることによつて、どうか國の最高責任者は軍といふ最大の力を持つたグループをリードしていただきたい。このことについて、御意見があつたら伺いま

す。

○小泉内閣総理大臣 一国の軍隊、日本は自衛隊を軍隊とは呼んでおりませんが、外國に例をとりますと、一国の軍隊というのは自國の独立と平和と安全を確保するために存在するんだということです。

そこで、簡単に昭和のことを申しますが、昭和二年、三年の山東出兵は邦人保護なんですよ。邦人保護の名においてよその國に土足で入るということは、國際法上許されていないのです。これをやりました。昭和六年の東北地方、満州でもいいですが、その地域における軍事行動によって、昭和七年には満州國をつくりました。それは國際的な常識からいえば全く反するということです。そしてその同じころ、熱河作戦といつて、これはまたどういう理由があるのか、全く理由がない

觀を正確に持つていただきたいと思うんです。

あえて伺いますが、私が申し上げたような歴史観について御印象をおつしやつていただければあります。

○小泉内閣総理大臣 それは、いろいろ日本が、当時の政治状況として、日本の生きる道を探つた中で國際社会から孤立していった、それを断じて避けなきやいけなかつたと私は思つております。

そういうことから、日本は戦後、國際社会から孤立してはならない、國際協調を大きな外交政策をかざすに國際連盟から脱退したというようになります。

○藤井(裕)委員 政治家の背骨は歴史觀だと思いますが、指摘されたような、戦争突入に至る間、國際社会から孤立したという、國際社会の非難に耳をかざすに國際連盟から脱退したというようになります。

だから、私たちはそこのところが一番大事だと思つています。物事は原則を持つて、これは絶対やつちやいかぬということをはつきりさせること

によって、どうか國の最高責任者は軍といふ最大の力を持つたグループをリードしていただきたい。このことについて、御意見があつたら伺いま

す。

○小泉内閣総理大臣 一の軍隊、日本は自衛隊を軍隊とは呼んでおりませんが、外國に例をとりますと、一国の軍隊というのは自國の独立と平和と安全を確保するために存在するんだということです。

そこで、簡単に昭和のことを申しますが、昭和二年、三年の山東出兵は邦人保護なんですよ。邦人保護の名においてよその國に土足で入るということは、國際法上許されていないのです。これをやりました。昭和六年の東北地方、満州でもいいですが、その地域における軍事行動によって、昭和七年には満州國をつくりました。それは國際的な常識からいえば全く反するということです。そしてその同じころ、熱河作戦といつて、これはまたどういう理由があるのか、全く理由がない

い人だ、そしてその人たちは英語を知らなきやいかなと言つて頑張り通されたんですね。今総理の選挙区のことだけ申しましたが、そういう方もいつばいいらつしやつたんですよ。もちろん一般の方の中に随分冷靜に見ていらつしやる方がいらっしゃつたんですね。

ところが、何でこんなことになつたかというと、さつき申し上げたように、私は、基本的なルールがなくて、それがために熱狂的なムードがあおられるような社会がどんどんできつてしまつたということじやないかと思うんですね。

ですから、はつきり言つて、この基本原則といふものを作つた上でこの緊急事態法制というのを考へるのは私は正しいと思う。緊急事態法制がなぜ正しいかといえば、これはだれも言うことであります。

○藤井(裕)委員 政治家の背骨は歴史觀だと思いますが、指摘されたような、戦争突入に至る間、國際社会から孤立したという、國際社会の非難に耳をかざすに國際連盟から脱退したというようになります。

それは、今後もしてはならないと思つております。

○藤井(裕)委員 政治家の背骨は歴史觀だと思いますが、指摘されたような、戦争突入に至る間、國

際社会から孤立したという、國際社会の非難に耳をかざすに國際連盟から脱退したというようになります。

私は、軍隊とあります。そして、その柱としてやつてきただけであります。今は、軍隊で結構です。

そこで、そういう時期には、確かに日本にあつたのは熱狂的ムードだったんですね。そして、それが指導者だったと思いますよ。反面において、冷

静に世界における日本の立場、そして、日本はいかにあるべきかとちゃんと冷静に理解していただ方もあるんですね。これは指導者にもあります。軍の関係の方にもあります。そして、一般国民の中にはそういう方がいっぱいいらっしやる。ところが、そういう一つのムードの中に流れた。

ところが、そこだけが突出しているんですよ、今は。要するに、自衛隊の行動だけが突出して、その自衛隊の行動に対する国民がどれだけの制限を受けなければならないということだけが突出しているということは否めないんですね。

日本の中で、これから安全保障、安全保障といふのは、日本の平和、そして国民の生命を守るのことは、このこととこのこととこのこととこのこと

が、例えは総理の選挙区におられた井上大将ですが、井上大将は最後の海軍大将ですね。この方が海軍兵学校の校長をしておられたときに、英語を最後まで教えられたでしょう。教えられたんです

よ。そして、どうせ敵性語を、しかも海軍兵学校という軍の中枢の若いやつを育てるところで何をやつているんだという物すごい非難があつた。そのとき井上大将は、いずれ戦争は終わる、そのと

いそむべきだと思っております。

○藤井(裕)委員 どうか今申し上げたような歴史

対に必要だと思う。しかし、その土台がないんですね。突然この自衛隊の話だけが出てくる。そうじゃなくて、土台、基礎というのは何かといえれば、安全保障政策の全体像である。この全体像をしっかりとやつていただきたいというのが私どもの強い期待なんです。

そこでございますから、私たちは別の法律を出します。それは緊急事態に対する対策を否定している法律ではありません。緊急事態に対する法制は絶対必要だけれども、その基礎の中に、今の土台がない。それではだめだということをあらわした法律を出しますので、ひとつ、今のような物の考え方について御理解をいただきたいと思いま

す。

○小泉内閣総理大臣 政党政治、このあるべき姿というのは、批判も大事ですけれども、対案を出すということから考へると歓迎すべきことだと思つております。そういう対案があつてこそ建設的な議論ができると思いますので、この緊急事態に対してどのような備えをすべきかという点につきましては、藤井議員の考え方あるいは自由党の考え方、大いに展開していただきまして、これらあるべき事態はどういうものかという議論を深めていきたいと思っております。

○藤井(裕)委員 実はきょうのマーンテーマージャーさんですけれども、去年、テロ対策法がありましたが、この両合意書には、今私が申し上げたような形の緊急事態法制をつくるべきだということがどつちにも明記されていたんです。そして、その中で、プロジェクトチームはまじめに勉強されたところが、平成十二年の四月になりまして、これは亡くなつた方で大変恐縮ですが、小渕総理が私たちの党首に、君たちとの合意は正しいと思うながれども、僕らから見ると、今の基本的国際ルールに反しているというふうに考えて反対をしたんです。

なぜかというと、これはアメリカの自衛権だと

いうことになつていているわけですね。これは国際的に認められているわけです。それに対してヨーロッパが一緒に共同行動をとることは当たり前な

ことです。これはNATO条約五条によつて、集団

るのはいいんです。

ところが、日本は、安保条約にはそういうことがあります。また、憲法の解釈でもそれがあ

いません。そして、といって、国連の平和活動への決議もありません。あのときの御議論は、後方支

援だという話になつてゐるわけですね。後方支援

というものが、一体、武力行動かどうかという議論はあつたんですね。しかし、これは、国際司法裁判所では、後方支援は武力攻撃ではない、コンバットという言葉を使つていますね、コンバット

じゃない、しかし、これが武力による威圧とか武

力行使であるという考えについては否定できない

ということも言つているんですね。

そういうことですから、私は、きょうのマーン

テーマじゃないけれども、そういうことがあつた

わけでして、よりやはり国際ルール、そして秩序

というのに慎重に取り組んでいただきたいとい

うのが私たちの気持ちなんですが、それはマーン

テーマじゃございませんので、きょうはこれ以上

申しませんが、もう一つここで申し上げておきた

ことは、平成十年から十一年にかけまして、自

由連立あるいは自公連立というのがあつたわけ

です。そのとき第一にやつたのが国会議員の削減

でありましたので、そのため少しおくれました

が、この両合意書には、今私が申し上げたよう

なことが、あれに反対しましたね。それはど

ういうことかというと、もちろん総理には総理の

お考え方があると思うんだけれども、僕らから見

らあるべき有事態はどういうものかという議論

を深めていきたいと思っております。

○藤井(裕)委員 実はきょうのマーンテーマージャー

さんですけれども、去年、テロ対策法がありま

せんでも、去年、テロ対策法がありま

はそこの話に余り入りませんが。そして、日米共同防衛体制の根幹をなすのは日米安保条約でござりますが、その日米安保条約の第十条には、国連の機能がこの日本の地域に充実した場合にはこの効力はそれまでだよということまで書いてあるわけです。

ということは、国連の平和活動というものを日米安保においても想定しているわけです。そして、国連の平和活動というのは国連憲章の中の物すごい重要なファクターだと私は思っています。なぜならば、第一次大戦後の国際連盟の中では、これはなかったわけですね。経済制裁しかなかつた。

そこで、どういうことが起きたかというと、昭和十年のムソリーニ・イタリーのファシズムがエチオピアを侵略した。何にもできなかつた。それを黙つて見ていた。昭和十三年にはナチス・ドイツがエチオ、ズデーテン、これに侵略に入つた。その年の早くにはオーストリーも併合しちやつた。これに対しても何にもできなかつた。何にもできなかつたわけですね。

そして、言われているミュンヘン会談というのがありますね。あれは結局、ヒトラーとムソリーニに、イギリスの総理はチャーチルですね、それからフランスの総理がダラディエ工ですね、これは言いくるめられちゃつたわけですね。ところが、その総理大臣たちが、イギリスやフランスに帰つたら、平和の天使として迎えられているんですね。これなんですよ。これは大変な歴史の教訓なんですね。

だから、そこに生まれたのが第二次大戦後の国際連合であり、そこの中核をなすのが私は国連憲章だと思います。このことはやはり今の平和秩序の中に十分組み込まれていて、それを日本としても三つ目の重要な柱として考えていかなければならないと思つておりますが、私どもの安保基本政策三つについての御意見と、私が法律をつくらなきやいけないと申していることについての御所見を伺います。

○小泉内閣総理大臣 今藤井議員が言われました三つのこと、いわば、自衛権、みずから国はみずからの力で守るというその重要性、しかしそれには限度がある、日米協力して安全保障体制、日本の独立と平和を守る、さらにもう一歩進んで、それは国際社会と協調していくべきだ、この点については私ももつともだと思っております。これからも安全保全政策におきましても、日本としては専守防衛、第一次大戦の反省を生かして、どのようにこれから平和と安全を確保していくかということで、今まで努力されてきたのは先輩方であり、またその先輩方の努力を我々もしていかなきやならないと思つております。

そういう点においては日本の独立と平和と安全は我が国自身の力で確保しなきやならないところ、アメリカと協力しながら日本の安全の確保を図つていこうということでありますので、私は、今後、これらの日本の防衛政策の基本を踏まえながら、今言つた、国際協調の中で、日本としては国力にふさわしい、平和活動にも、お金も出しますけれども人も出そうということで、今自衛隊の諸君は海外に出て平和活動に従事しているわけであります。私は、これも、藤井議員が指摘されたように、日本独自の力とアメリカとの協力と、一歩進んだ国際協調の一環だと思っております。

十年前に、自衛隊を海外に出すということは大反対だという、徹夜までして、牛歩までして反対された政党もありましたけれども、今うそのように、自衛隊が海外で平和活動をしていることによつて、多くの国民は支持を与える。私も東ティモールに行つて、あの暑さの中、各國の軍隊と共にモールに行つて、あの暑さの中、各國の軍隊と共に七百名近い自衛隊の諸君が、女性自衛官も交えて、汗を流しながらあの東ティモールの国づくり、いろいろな国土の整備に取り組んでいる姿を見まして、大変心強く感銘いたしました。

私どもは、今後、このような日本の平和と安全の重要性、それをいかに確保していくかという点からも、今言つたような、国際社会と協調しながら、経済大国になつても軍事大国にならないといふことを念頭に置きながら、国力にふさわしい国際社会の中での日本の役割は何かということを真剣に考えていくことが、また日本の平和と安全のためにも大変重要ではないかと思つております。○藤井(裕)委員 私が国連の平和活動と申しますのは、おつしやるPKOはもちろんその中でございますが、もつと、国連の平和活動そのもの、武力行使というものまで入るということを今申し上げたつもりであります。

これは自衛権とは全く関係ありません。自衛権とは全く関係ない世界の問題であつて、後でもう少し申し上げますが、九条とは関係ないと、いう議論もあるわけですね。要するに、前文の、国際社会の一員として、自國のことのみ考えて云々という、いつも総理が言われているものです。こういうことからいえば、九条というのは自衛権の話なんで、これは自衛権とは全く関係ない話なんだ、その武力行使は国連憲章上許されてるんだということからくる議論なんでござりますね。そのことを今申し上げたかったわけですよ。ですから、PKOは結構です。私は、PKOでもまだおかしいと思つていますよ。国際基準で従つて武器が使えないなんというのを、またこれ憲法九条の解釈だなんというのはおかしいです。おかしいですが、きょうはPKOの話はもういたしません。

ち、さらには世論の動向、そして海外における影響については非常に注意深く、また慎重でなくしてはならないということもあり、そういう中で、憲法の範囲内でどこまで可能かということで、一步、国連社会の中で自衛隊の活動が、各国の軍隊の中で、極めて制約した中でも、日本の役割として果たしていくかなきやならないということであつてきたわけでありますので、今の時点では、国際社会、国連の中だつたらば自衛隊も武力行使可能ではないか、あるいは戦闘行為が可能じゃないかということについては、私は、もう少し慎重であるべきじゃないかと、そこまでいきますと憲法の改正議論にも踏み込んでいきますので。これは、私は否定しません、議論は。しかし、今回の有事の関連法案につきましては、私は、憲法改正にまで踏み込んでおりませんし、従来の憲法解釈を変えるつもりはありませんので、その点についての議論については確かに御不満もあると思いますけれども、議論の中ではされるのは結構だと思います。

言つたんですが、きょうのマーンテーマじやないからそれは言いませんけれども、例外的にこれが認められているんですね。そして、それが国際連盟のときはなかった、しかし国際連合のときにはできたという非常に重要な規定なんですね、これは非常に重要な規定なんですね。そして日本は参加した。

二条には何て書いてあるかというと、誠実に加盟国はこれを遵守しなければならないと書いてあります。もう一つ、日本国憲法九十九条二項には、日本が締結した条約、確立した国際慣習例については誠実に遵守しなければならないと書いてあります。これとの関係は一体どうなんでしょう。待つてください。法制局長官が個人的に嫌だとかいうことではないんです。僕は津野さんはよく知っているんです。だけれども、そういうときに限つて法制局長官が出てこられて、今、基本的な話なんですよ。基本的な話なので、そのときに法制局長官、これは官房長官の管下にあるわけなんです、少なくとも官房長官が答えていただかなれば、何で政治家議論になるんでしようか。ひとつ、どうぞそういうふうに。

○福田国務大臣 これは、私が平成十三年に国会で答弁をしていることでございますので申し上げます。

PKF本体業務の凍結解除、これは我が国の国連加盟の際の条件に反し、憲法九条を否定するものではないかというお尋ねがあつたときの言葉でござりますけれども、「我が国は、昭和二十七年六月十六日付岡崎外務大臣発リー、国連事務総長あて書簡をもつて国連に対する加盟申請を行いましたが、加盟に当たつて我が国が何らかの留保を付したとは考えておりません。」ということです。

他方、我が国が憲法九条に禁ずる武力の行使または武力による威嚇を行ひ得ないことは当然でございます、いわゆるPKF本体業務の凍結が解除されても、自衛隊の部隊等は、我が国が国連平和維持隊に参加するに当たつて憲法で禁じられた武

力の行使をすると評価を受けることがないことがあります。そこで、それを認めているんだけれども、例外的にこれが担保する意味で策定されたPKO参加五原則に沿つて制定された国際平和協力法に基づいてこのような業務を行うこととなりますので、憲法上問題にはならない、こういう答弁を実はしておるわけでございます。

○藤井(裕)委員 総理も官房長官も、話がPKOの話になつちやうんだよね、ここになると。これ、今PKOの話をしているんじやないんです。

は戦力だと思っているのは、常識的に考えてそうだと思いますね。

しかしながら、これは、この議論をするとほかの議論が、ほかの法案が課題になるぐらいいろいろな政治上の問題も出てきますから、いろいろな解釈の積み重ねで、日本の国際社会での役割、あるいは日本の平和と安全を確保するのはどういうことかということで先輩なり我々が今努力してきて、ようやく最近は、こうして憲法改正議論も堂々とできるような状態になってきましたし、自衛隊も海外に出て平和活動に寄与している点においても、多くの国民が批判するような状況ではなくなつてきました。やはり積み重ねというのもきいてきているわけですね。

私は、そういう点において、憲法改正議論はタブーじゃない。憲法を改正すべきだという議論も結構、大いにするのが国会議員の役割じゃないでしょうか。

○藤井(裕)委員 まず、すき間という言葉はやめくださいよ、もう使わないでくださいよ。すき間というのは、人によつては、これは憲法違反のことやつているとつている人はいっぱいいますよ。そうじやなくて、今おつしやつたように、憲法はおかしいんだ、だけれども今直してないからしようがないんだということになれば、やつちやいけないということなんですよ。それは守らなきやいけないんですから、やつちやいけないんですよ。だから、またテロ法の話になつちやうけれども、あれはやつちやいけないことをやつたんだといふうに申し上げるわけですよね。

そこで、次の話は、自衛権の話を行きますけれども、今自衛権の話も出ましたから。

自衛権というのは、本当に、自衛権の名においてでもやつてきたわけですね。過去の世界は、例えば十九世紀のヨーロッパ帝國主義というのは、宣教師が殺されたといつちや中国を侵略したんでしょう。これは自衛権でやつているわけです。

私は日本でもいい例があると思うのは、山県有朋はこう言つてゐるわけですよ。日本には生命線と利益線があると言つてゐるわけでしょ。生命線というのは本当の意味の領域ですよね。利益線というのは、いや、そこまでとつておかないと危ないよという話でしょ。それから何が出たかと

いうことです。日韓併合はそれから出ているんでですよ。そして、さつきちよつと言いましたが、熱河作戦と言つたけれども、滿蒙がその生命線だと言つたのはそれから出ているんですよ。つまり、自衛権というのは、本当に考えようによつてはどんどん拡大していくんですね。そして、その弊害というのがあるんですね。ですから、自衛権というのは、我々は抑制的に考えなきやいけない。今のようなことは一方にあると同時に、個別の自衛権というものは抑制的に考えなきやいけないというのが我々の立場なんですね。

けさの議論でも出でいましたが、何というんですか、必要最小限で他に方法がないとき、しかも日本が直接侵略されたとき、あるいは侵略されるおそれが極めて高いときということは、我々がずっと言つてきたことなんですね。僕は、総理に、それだけおつしやるならば、法律に書いてください。

というのは、近隣諸国は、さつき言つたように日本の過去の行状に対して非常な不信感があるんですよ。ですから、さつき話も出ていたけれども、武力行使事態というようなのが、それがどこまで入るかという議論も大事ですよ。しかし、根っこで本当に自衛権はここまでだということをはつきりさせるならば、あいう問題は起きてこないんですよ。だから、まず、自衛権はここまでだということをはつきりさせていただきたいなと思いますが、それを法律に書いてあります。だから、さつき話も出ていたけれども、武力行使事態というようなのが、それがどこまであるかという議論も大事ですよ。しかし、日本だって戦争のとき、自衛権と言つたのですよ。しかし、僕らの小学校のときに軍歌がありますよ。だから、まず、自衛権はここまでだといふうに書いて、「断固懲撲堂々」というのがあつたのですよ。懲撲というのは懲らしめですよ。日本は、戦争を始めるときには自衛権と言つて、僕ら子供にはこれは懲らしめで今やつっているんだと教えてますね。

さつきいろいろ議論に出ていた中に予測というのがありましたね。予測は直接、攻撃じゃないの全を確保するかという話なんですか、そこを混同しないでいただきたいと思います。

○藤井(裕)委員 ちょっと逆の混同だと思うんですよ。自衛隊を海外に派遣するという問題ではなくて、自国が攻撃を受けた場合にどうやってその安

全が保証するかという話なんですか、そこを混同しないでいただきたいと思います。

党が言つて直していただいたのはそれは何だといふうと、自国が直接攻撃されたのでなくとも、そのまま放置すれば間違なくやられてしまうというのをあえて入れていただいたわけですね。そこまでが私は個別自衛権のぎりぎりの範囲だと思つてゐるんですよ。ところが、今度の予測というのは、きょうはその法律の中の議論はしないことにしていますからやりませんけれども、予測といふう一つ前なんです、本当は。それをしっかりとやつていただかないと困るという意味で私は自衛権の提として、自衛権はもつこまでだと言えば、予測がどうだとかおそれとどう違うかという話も

それで、マッカーサーの三原則の第二項目には、あれはイエローベーパーというんだね、イエローベーパーといつのには何て書いてあるか。難しい言葉は使いません、自衛の戦争も侵略のための戦争も、ともにだめだとマッカーサーのイエローベーパーには書いてあるんですよ。それをケーディスという実際にこれを仕切った人間が、これはちゃんと日本の調査団が言つていますよ、ケーディスがそれは余りに非現実的だと言つて、自己の責任で消しちゃつたんですよ。

ですから、これまた本当は難しい言葉だけれども、日本の憲法九条には、学者ならわかるといふ、国際紛争解決の手段としての戦争は放棄すると言つてある。ところが、前文に何て書いてあるかといふと、全然違うことが書いてありますね。これが、総理の言葉で言えばすき間なんですか、すき間じゃなく、おかしいと言つていただきたいのですね。だつて、諸国民の公正と信義を信頼し

それから次に、自衛権というのはそういう意味で、さつきちよつと総理も言われましたけれども、非常に限定的に解釈し、抑制的に解釈しなければいけない。そして、それは我々は法律をつくら、自衛権そのものの定義がまだはつきりしていらないのですよね。それは何から来てゐるか。日本の憲法の由来と、その憲法の文字がなかなか難しいというかわかりにくいか解釈をふらふらするんですね。この両方だと思いますよ。

でしょう。前文というのは憲法の全体像を出すのですから、少なくともそこに一言、日本はまずみずから自分を守るんだ、その上に立つて諸国民を信頼するんだ、これならわかるんですよ。一つも書いていない。ということは、マッカーサーの思想がそのまま出ているんですよ、これは。そのまま出しているんですね。

だから、あのときに、昭和二十二年、僕は中学三年なんですが、ニューヨーク・タイムズにはこう書いてあるんですよ。これはユートピアの社会だ、日本が悪いことをしなぎりや世界は平和なんだねと皮肉たっぷりにニューヨーク・タイムズは言っているんですよ。

僕らは教わりましたよ。同じことに、もうこれから世界の国々は日本を攻めてくるなんてあり得ないんだから、日本は無防備でいいんだと教わった。しかし、僕らの先生は立派な方ですから、本質はわかつていたと思いますよ。本質はわかつていたけれども、そう言わざるを得ないんです。だって教科書がみんなそうなつちやつたら。つまり、そこに物すごいギャップがあるんですよ。

九条の言葉だっておかしいでしょう。あれは普通の日本人じゃわからないんですよ、九条の言葉というのは。「国際紛争を解決する手段」というのは、どこから持ってきたかというと、昭和三年の不戦条約から持ってきているわけですね。不戦条約から持ってきたけれども、その不戦条約を、実際中心になつたのはアメリカとフランスですわな、ケロツグ・ブリアン条約。戻したら、これは何だ。これは自衛権もだめなんじゃないかとフランスとアメリカで怒つているんですよ。わからないんです。それをまた翻訳しているんですから、ますますわからないんです。現に、昭和八年には、この侵略定義条約をつくらないとこれはもうどうも、結局そんな話になると、だめになつちゃつたんですね。というぐあいに、非常に難しいことなんですよ、ます。

そこで、今の前文は、もうあれは無防備の前文ですよ。そして、九条というわかりにくい不戦条約から持ってきた文章を日本語に翻訳していますから、あそこもわからないんですね。

日本の普通の方に聞いてください。あれは自衛権も否定しているんじやないかと言ふ方が結構いりますよ。なぜならば、日本に攻めてくるのだから、おまえの国が欲しいよと来るんじゃないですよ。何か理屈がついているんですよ。何か理屈がついて押し寄せてくるわけでしょう。今はそういうことはない、ほとんどあり得ないと思いますけれども、何か理屈がつくんですよ。そうすると、これも国際紛争解決じゃないのと思つては、日本人の普通の良識のある方に意外にいらっしゃいますよね。

ですから、非常に憲法の文言が悪いということはまず申し上げておきます。どうか、すき間じゃなくて、おかしいと思うとそれをまず言つていただけますか。

○小泉内閣総理大臣 いろいろ解釈の幅があると
いうことで、すき間もあると言つたわけであります
が、今言つているように、今の憲法でも、詳細
に勉強、研究された学者の間でも、自衛隊は憲法
違反だと言つている人もいるんですよ。しかし同
時に、この憲法九条を読んで、自衛権まで否定し
ていらないんだ、だから自衛隊は合憲なんだと言う
学者もいるわけです。学者が、頭のいい、勉強に
勉強して学問を積んだ学者の間でも、同じ文章
で、これは憲法違反、合憲、違憲、議論があるん
だから、一般国民が惑うのはおかしいことではな
い。むしろ、惑つたり、おかしい点があるのは私
も認めます。だから、私は将来憲法は改正した方
がいいということはかねて言つてはいる。そういう
点においては憲法改正論者であります。

しかし、現実の政治家として、ましてや総理大
臣として、今憲法改正しましょと言つたらどう
なりますか。そのぐらいのことはよくわきまえて
いますよ。国会の状況もよく御理解いただきたい
と思います。

○藤井(裕)委員 さつきから言つてているように、政治課題にするかどうかというのはわかつてゐるんですよ。だけれども、憲法九十九条違反でも何でもないんだから、堂々と言つてくださいよ。堂々と言つてくださいね。僕らの党は決して、そんなことおっしゃつたからといって責任追及するなんて言いませんよ。絶対言いませんよ。だって、これはだれだつて自由なんだから。現に、憲法調査会、各党みんな好きなこと言つていいんですか。だから、それはそれでいいんです。ですから、余り心配なさらないでどんどん言つてください。

政治課題が云々というのはわかります。それは結構です。しかし、本当は政治課題にまで持つていくのが筋だと思いますよ。思いますが、今の總理の言葉は、それはそれで理解しますけれどもね。

そこで、次なんですが、今言つたような自衛権から何が出てくるか、もう總理は先に言われましたけれども、戦力なき軍隊というのがあるんですね。こんな非常識な言葉はないんですよ。だけれども、今政府の公式解釈はそれなんですよ。ですから、總理 こういうことを出していくんですねから、まずそれから変えましょうよ。

これははどういうことかというと、芦田修正とかなんとかは別としまして、あの憲法の条文は本当にわかりにくいというのは今お話しのとおり。吉田さんは、これは自衛権ないと言つたんでしよう。それは、總理も言われたように、読み方なんですよ。あの難しい言葉を一応侵略戦争としますようか。侵略戦争はやつちやいけないと書いてあるんですね。それから、もう一つ後の方には、戦力は持つちやいけないと書いてある。戦力は持つちやいけないなら自衛の戦力も持てないんだろう、こういうのが吉田議論なんですよ。それは後ろにいる法制局がちゃんと振りつけたと思いまますよ。吉田さん時代に。

それが、昭和二十九年になつて自衛隊ができるやつたんですね。そうすると、これはとんでもないんだから、堂々と言つてくださいよ。

ないという話になつて、解釈から變えていかないやならない。こういうふらふらした解釈がおかしいだけれども、二十九年の解釈、統一解釈ですよ、どう書いてあるかというと、自衛隊は国土防衛の実行部隊だと書いてあるんですよ。国土防衛隊なんです。そして、それは何も変えていませんから、今の自衛隊は国土防衛隊なんです。何でそれがティモールやなんかに行つているんだですか。私は、行つてることが悪いというのと逆なんですよ。

今でも昭和二十九年の解釈をそのままとつてゐるんですよ。第二項に何て書いてあるかというと、近代戦力を持つていないんだからこれは戦力によ。だけれども、普通の人が考えてわからないことをこういう場だけで言つていてるんですよ。これが、政治不信の最たるものだと思いますよ。

総理、そこいらは、あれはやめた、戦力なき軍隊なんておかしい、イメージの話も例に出すまでもないんですよ。あれはミサイルを搭載しているんですね。そしてミサイル攻撃能力があるんですよ。しかも高高度の探知能力もあるんですよ。これは戦力じゃないでしようか。アメリカと日本しかないんですよ、イージスは。それで戦力なき軍隊と言つたら、これほど政治不信はないんじゃないでしょうか。私は、そちらからも政治不信を直していただきたいですね。

総理、こういうのを出してこられたんだから、いや、昭和二十九年のは間違つていた、こう言つは、テロ対策法のときには、あいまいな点があるていたときだときだと思います。

○小泉内閣総理大臣 今のお話の趣旨はよくわかりますよ。だからこそ私は、テロ対策法のときには、あいまいな点がある

と。日本人というのはあいまいさをうまく包容する國民であるというのは、いい例が憲法だと私は思っています。私の答弁も、あいまいだ、あいまいだと批判する人がいましたから、それはあえて、では自衛隊はどうなのかと言つて戦力の問題を出して、もっと私を追及してくれると思ったんですよ、当時。だれも追及しない。私の方が拍子抜けしちゃった。

だ、こう言われるだけで日本の世論は動くんですよ。反対もいますよ。反対もいたつていいじゃないですか、あなたは何でもやるとおっしゃつていいんですから。そして堂々と、僕はこう思う、僕はこう思う、こういうことを言つていただくことがあります。私は今大事だと思います。

もう一つ問題は、あれは御承知のように一週間で二十五人でつくったんだでしょう。そのうち四人が秘書と通訳でしょ。つまり一週間で二十一人でつくったわけですね。総理の言葉じゃないけれども、どんな俊秀だつて整合性のあるものなんかできるわけないんですよ、一週間で二十一人ですから。だから、さつきのような、前文と九条の違ひ、前にこいつを二頁の筆、こうやうなふ

たから、そういう点で私は今までいろいろなお話を、議論を聞いておりまして、確かに日本の憲法にはあいまいな部分がかなりあります。憲法九条も、自衛隊は違憲、合憲論が分かれている点からとつてもそうであります。しかも、戦力の点一つとっても、一般の常識から見れば、自衛隊が戦力なかつたら自分の国を守れないじゃないか、これ、常識ですよね。しかし、法律上の議論からすると、これは戦力ではないということになつて、いるわけです。

明治憲法でさえ五十五年なんですよ。あれは不磨の大典である。大典なんですよ。それと同じ長さまで来て、世界にこんな例がないんですね。それを世の中の人方がわかっている。しかも、戦力なき軍隊なんというのは国会だけで通用する議論なんですかね。総理はどうか、僕は政治課題にはしないけれどもおかしいと思うともうさつきおっしゃいましてね、おっしゃいましたからちゃんと新聞にも載ると思いますけれども、おかしいということをもう一度おっしゃついていただければありがたいと申す

正していります。そして、日本より新しい憲法をもつつフランスもドイツも、何十回となく改正しています。

それが古いがためにどういうことが起こってい
るかというと、今、私は人類の最大の問題は世界の平和と地球環境の保全だと思います。その環境という言葉が一言半句出ていないんですよ。こんな憲法はおかしいですよ。そういう意味で、古いというのが一つの欠点です。

もう一つ本当はあえて欠点を言いますと、国機構の問題なんですよ。初め出たときはともかく、機構の問題なんですよ。初め出たときはともかく、

（前文とナントナ事の違いとしんよんなどを）
が出てきているんですね。
そして、もう一つは、翻訳でしよう。だから、
翻訳なるがゆえのわかるさがあるんです。
我が大先輩の山本有三先生が、あなたたは文豪な
のに何で参議院議員なんかになるのと聞かれたとき
に、僕は日本語の憲法をつくりたいと言われて
いるわけでしょう。そして、山本さんが書かれ
る憲法前文というのがあるんですが、実際に雄渾で
よ。日本人らしいですよ。
だから、GHQがつくったということはいろい

ら、現実の政治から、かといって、国防上、安全保障上、独立と安全を守るために、現行憲法が改正できるような状況でないんならば、現実の政治にどうしようかということで積み重ねてきたの

○小泉内閣総理大臣 私は、総理大臣として憲法改正を現実の政治課題にのせる気はありませんが、最初の選挙から憲法改正論者で通つております。

く、今、参議院と衆議院は同じ仕組みなんですか。ところが、同じ仕組みであって、かつ衆議院優位になつてゐるんですよ。こんな国はゼロでですよ。

ろな意味があるんですね。二十一人で一週間、地速。二番目に、日本語でない、したがつてわかるにくい。それからもう一つは、物すごい抽象的なですね。

が今の議論なんですよ。今、見てごらんなさい。国会の状況から見て、憲法改正できる状況じやありませんよね。それも現実、政治家として判断しないきやならない。

○藤井(裕)委員 今解釈論がありましたから、もう一つ解釈論を聞かせてください。(発言する者あり)

アメリカは連邦とそれから代表ということがありますからちよつと違いますが、アメリカは対等ですよね、上院と下院は。いろいろなことで、されど、条約の承認権とかなんとかあります。が、うらはばランクにつけて、またいふ、バランス

大体、地方自治のとき、地方自治の本旨に基
きといふあれは何ですか。何にもわからぬでさ
よ、地方自治の本旨に基づき。社会保障だつて
最低の文化的生活を維持すると言つてゐるんで
しょう。こようがつな、さす。

慧況　すへきたといふ語調はしいてすよ　語調は大いに。しかし、現実においてそれが可能でないという状況であるならば、私は、今までの議論を積み重ねた上で、日本としてふさわしい対応をしていかぬきやならぬ」ということを言つてゐる

○藤井(裕)委員 昭和五十三年なんですけれども、核は憲法の上からいって、もちろん防衛核ですが、合憲であるということを言っています。これはそのままでよろしくうござりますか。

あれはノランフとてしますけれど、ノランフとしている。そして、法案については廃案になるんでありますよ、あれは。それからイタリーもそうです。イタリーも全く廃案になるんですよ。そういう意味で、非常に日本の国会のあり方というものが問題であります。

僕らは、地方自治ならば、何のために地方自治をやるんだということを憲法に書くべきだと思ふんですね。例えば地域文化というものをひとつやるということとか、それから、本当に地域の

のでありますて、私は、今の憲法はおかしいんだという藤井議員の指摘に異論を唱えるものではありません。

○小泉内閣総理大臣 それは合意論をとつておられます。しかし、日本は核は持たないと。政治論。

ということもあえて申し上げておきます。
それから第二は、やはりGHQの原案をもとにしているということなんですよ。GHQの原案をもとにしているということはどういうことか」とか」といふ

特性を生かすとか、いろいろなことがあります。
な。

とともにおっしゃった。そして、何でも改革しよう
とおっしゃっている。では、政治課題の問題は別
としまして、僕はこれは改革すべきだと思うん

は憲法じゃないかもしれないけれども、憲法について少し伺いたいと思うんですよ。僕は、日本の憲法の今の問題点は大きく分けて

うと、一つは、まず第一に人に日本の憲法をのくつてもらった国なんてないんですから、それはまずもう皆さんおわかりだから、それは言いま

は国の責任において保障すると書いて初めて憲
に値するんですよ。「健康で文化的」じゃわか
ないんですよ。

教育だって、教育を受ける権利と義務と書いたって何にもわからないんですよ。僕らは、やはり教育の目的を書くべきだと思いますね。自制ある自由のもとにおいて個性豊かな人間をつくるとか、日本の文化と伝統を受け継いで後世に伝えるとか、そして、さつきも言つたように、環境とか世界平和のために尽くすのは人類の職責であり、そして日本人の義務であるとか、そういうことを書かないで、教育を受ける権利と義務があるなんて書いたって何もわからないんですよ。いろいろ申しましたが、限られた時間の中で、今の防衛政策、安保政策を少し超えるかもしれないせんけれども、憲法の、私が言つた、古いということと、よその人がつくって、しかも拙速につくったということ、この二点についての総理の御意見を伺いたいと思います。

○小泉内閣総理大臣 五十年間以上一度も改正しない憲法というのは、古いといえば古いと言えますし、もっと柔軟に変えるべきことは変えてもいいと思うんですが、これがまた日本が普通ではないと言われる一つの理由になつてゐるのかかもしれません。古いといえば古いです。もっと改正すべき点はいろいろあると思います。

それと、確かに、この憲法は日本人自身の手によつてすべて書かれたという点でないということは、今までの憲法調査会の議論、いろいろな議論を聞いても、それは私は当たつてゐると思つております。

○藤井裕委員 ひとつ、憲法の問題について

は、ぜひ総理が先頭になつて、政治課題じゃなくやることです。やはりおかしいんだと。

結局、これは、国会の三分の一といいますが、

しょせん発議権にすぎないんですよ、国会議員のやることは。問題の本質は国民の皆様なんですね。

有権者の皆様に理解をし

ていたら直接行動をとるべきだと僕は思つて

いるんですよ。だから、もちろん発議者のいろいろな合意をとるということは大事だと思いますが、同時に、有権者の方そして国民の皆様に理解

書かないで、教育を受ける権利と義務があるなんて書いたって何もわからないんですよ。いろいろ申しましたが、限られた時間の中で、今の防衛政策、安保政策を少し超えるかもしれないせんけれども、憲法の、私が言つた、古いということと、よその人がつくって、しかも拙速につくったということ、この二点についての総理の御意見を伺いたいと思います。

○小泉内閣総理大臣 五十年間以上一度も改正しない憲法というのは、古いといえば古いと言えますし、もっと柔軟に変えるべきことは変えてもいいと思うんですが、これがまた日本が普通ではないと言われる一つの理由になつてゐるのかかもしれません。古いといえば古いです。もっと改正すべき点はいろいろあると思います。

それと、確かに、この憲法は日本人自身の手によつてすべて書かれたという点でないということは、今までの憲法調査会の議論、いろいろな議論を聞いても、それは私は当たつてゐると思つております。

○藤井裕委員 ひとつ、憲法の問題について

は、ぜひ総理が先頭になつて、政治課題じゃなく

やることです。やはりおかしいんだと。

結局、これは、国会の三分の一といますが、

しょせん発議権にすぎないんですよ、国会議員の

やることは。問題の本質は国民の皆様なんですね。

有権者の皆様に理解をし

ていたら直接行動をとるべきだと僕は思つて

いるんですよ。だから、もちろん発議者のいろいろな合意をとるということは大事だと思いますが、同時に、有権者の方そして国民の皆様に理解

していただければ、これは過半数でござりますから、どうかそういうお気持ちでこの憲法問題には対処していただきたいなということを強く思つております。

そして、きょうは法律の話はしないつもりでおりましたが、若干時間がありますので、後の人々に譲る意味において若干申しますが、この法律の持つている一つの難点は、さつきからずつと申しましたように、自衛隊の行動だけが先走つていて、そして、その中で国民の皆様に対するいろいろな制約を求めようとしているということだと思つているんですよ。

さつき申し上げたように、安全保障の基本方針

といふものを土台としてしつかりつくつて、ある

いは、自衛権というのはこれだけが限界だといふ

土台をしつかりつくつて、その土台の上に、こう

いうこともあるんだよということを説明して初め

て、近隣諸国あるいは日本の国民の皆様への理解

が深まるはずなんですね。ですから、そういうと

ころが抜けているということについて私どもは非

常に疑惑を持つています。ですから、独自案を出

します。こういうものを含めた独自案を出します。

それからもう一つは、これはいろいろな方が議

論されていると思うんだけれども、今の異常事態

というか緊急事態というのが、確かに総理も一番

の尊敬しておられる福田総理の時代に、昭和五十

二年にその指示によって動き出して、そして、五

十六年、五十九年に案がてきて、それから三十年

間はつたらかしておいたという問題なんですね。

ただ、その時期には、確かにその時期から考えれば当然かもしれませんのが、旧ソ連、もうなくなつ

ちゃつた国が大挙して北海道に押し寄せてくると

いう一つの前提があつたことは、これは否定でき

ないんですね。そのことが今回の案にもずっと残

して残つてゐることは間違いないんです。

どこかのテレビで言われていたけれども、これ

はファンダメンタルなものなんだからいいんだ

と。私は、ファンダメンタルかどうかは別とし

て、いろいろな新しい緊急事態というのがあると

いうことも頭に置いておいていただきたいと思うんですね。そういうことをやらなきゃならないと

きに、ファンダメンタルと言われているのか何か

知りませんが、今から三十年前の緊急事態を前提

としたものだけを今回やろうとしているということ

と、そのことについて疑念があります。第二に疑

念があります。

それからもう一つは、国民の皆様に対しても

いろいろな制約を求めるときには、今世界のルールは

二つあるんだと思うんですよ。一つは、同じ戦敗

国のです。ドイツは憲法でやっています。

いろいろな制約を求めるときには、今世界のルールは

○瓦委員長 次に、志位和夫君。
○志位委員 私は、有事法制三法案について、日本共産党を代表して、小泉首相に質問いたしました。

自衛隊を海外に派兵する法案としては、既に周辺事態法が九九年に強行されたわけあります。が、この法律は、できないことが二つあります。この法律というのは、日本に対する武力攻撃がなぐても、アメリカがアジアのどこかで介入戦争をやった場合に、自衛隊がその戦争に参加できる仕組みをつくるものでしたが、できないことが二つあつた。

一つは、自衛隊が米軍の活動を支援する際に、武力の行使を行つてはならないということが建前とされておりました。もう一つは、この戦争に日本の国民を動員する際に、強制力をもつての動員は許されない。協力とか依頼ではあっても、強制してはならない。この二つのできないことが周辺事態法ではあつたわけです。

今、国会に提出されている有事法制三法案といふのはこの二つの点がどうなるのか、私は法案の条文に即してこの点をただしてきたいと思います。まず、自衛隊による武力の行使、これはどうなるのかという問題です。武力攻撃事態法案の第二条では、法案で使われる用語の定義について規定しております。その第二条第二号では、武力攻撃事態とは何かについて、武力攻撃が発生した事態、武力攻撃のおそれのある場合、武力攻撃が予測される事態、この発生、おそれ、予測、この三つのケースを包括した規定だと定義しています。

それを受けて、「定義」の第二条第六号では、そうした武力攻撃事態に対する対処措置とは何かについての定義を定めています。この第六号のイ、武力攻撃事態を終結させるために実施する措置というのを定めておりまして、総理、見ていただきたいんですが、その(1)として、「武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行

使、部隊等の展開その他の行動」を規定していくます。つまり、自衛隊は、この定義によりますと、武力攻撃事態を終結させるために武力の行使ができます。

そういう規定になつております。

そうしますと、ここで規定されている、武力攻撃事態を終結させるために自衛隊が行う武力の行使というのは、武力攻撃事態の三つのケース、すなわち、武力攻撃が発生した事態、武力攻撃のおそれのある場合、武力攻撃が予測される事態、このすべての場合で武力の行使ができるということになりますが、これはいかがですか。

○小泉内閣総理大臣 それは、我が国が武力攻撃を受けた場合は武力の行使ができますよ、攻撃を受けた場合は、そのため自衛隊があるんですか。しかし、予測する段階で武力の行使なんか必要ないでしよう、必要な備えをするんだから。いろいろな、どういう部隊を展開するか、どういう予防措置をつくるか、これは武力の行使じゃないんです。

○志位委員 総理の答弁は、要するに、武力攻撃が発生した場合に限られる、おそれや予測ではできないということですね。(発言する者あり) おそれいいんですか。どちらの。

○小泉内閣総理大臣 それは、武力攻撃がない、おそれがある場合に、武力行使なんかする必要ないじやないです。

○志位委員 要するに、おそれや予測では武力の行使はしないということを、あなた、言われました。

ただ、私、この法案について聞いているんです。

○志位委員 やはり、この法案の中身について聞いているんです。

この法案では、先ほど言つたように、武力攻撃事態、発生、おそれ、予測、全部を含んだ武力攻撃事態を終結させるために、その全体を終結させるために対処措置として武力の行使ができると一般的に規定しているんですよ。

じゃ、総理の言うように、武力攻撃が発生した事態のみにしか武力の行使ができないというのであるならば、その根拠になる規定、これはこの法

案の定義の中にはありますか。あつたら言つてくれださい、根拠になる規定。

○中谷国務大臣 我が国の場合に、武力の行使ができる組織というと自衛隊だけでござります。この法律は、自衛隊法とこの武力攻撃事態法案と二つが必要であります。武力攻撃事態法にはその手続を書いているわけでありますけれども、自衛隊の行動につきましては、自衛隊法の七十六条の

中に、自衛隊の活動でくる規定といしまして、武力攻撃を受けた場合という規定があります。この両方によつて自衛隊の行動が律せられるわけでございます。

○志位委員 質問に答えてくださいよ。自衛隊法を書いてある場合には、さまざまな要件がつけ加えられますし、また、国会の承認も必要であります。この点で自衛隊の行動は律せられるわけでございます。

○志位委員 質問に答えてくださいよ。自衛隊法のことを聞いているんじやない。この武力攻撃事態法の中に、おそれや予測の場合には武力の行使をしてはならないという明確な条文の規定があるかどうか聞いていますよ。それを聞いているんです。イエスかノーか。

○中谷国務大臣 この条文には書かれておりませんが、自衛隊が防衛出動をして武力行使をするところを聞いています。自衛隊法の問題を聞いているんじゃないんです。この法案の中にあるかないかを聞いています。

なぜこれを問題にするかといいますと、この武力攻撃事態法案というのはプログラム法でもあります。そのため、これがもし法律になつたときだけです。

○志位委員 要するに、おそれや予測では武力の行使はしないということを、あなた、言われました。

ただ、私のこの法案について聞いているんです。

○志位委員 やはり、この法案の中身について聞いているんです。

この法案では、先ほど言つたように、武力攻撃事態を終結させるために、その全体を終結させるために対処措置として武力の行使ができると一般的に規定しているんですよ。

私は、自衛隊法にあるからといって、ここに規定がないことを合理化できないというのは先ほど言つたとおりです。ここにその規定がないということを今防衛廳長官は認められましたけれども、おそれや予測の場合には武力の行使をしてはならないという規定がなければ、その規定に合わせて事態対処法として自衛隊法も変えられてしまう。だから問題にしてきました。

では、自衛隊法との関係を次に私聞いてみたいと思うんですよ。

自衛隊法では、武力行使の要件、このように定めております。「武力行使に際しては、国際の法規及び慣例によるべき場合にあつてはこれを遵守し、かつ、事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえではないものとする。」自衛隊法八十八条二項であります。

今度の武力攻撃事態法案の二条三項、見ていました

法を守る規定だというふうにおつしやいましたが、そういう意味だけですか。そういう意味だけですか。そういう意味だけなの。
○中谷国務大臣 その趣旨というのは、自衛隊といいうものが国際的なルール、法規に従って行動するものであるという意味でござりますが、例えれば、ジュネーブ条約に関しましては、武力の行使の対象は戦闘員に限られますし、軍事目標に限られる。また、民間人や民間施設を攻撃の対象としてはならないこととされておりまして、そのような国際的なルールを守つて自衛隊が行動することとございます。
○志位委員 そうすると、全く矛盾した説明にならんですよ。

制的な武力攻撃はできないんだということを保証する条文なんだということを繰り返し言っていますよ。繰り返し言っています。

例えば、一九六〇年三月一日、これは衆議院予算委員会、この場ですけれども、林内閣法制局長官、自衛隊法八十八条第二項について、これは国連憲章第五十一条の要件に当たる場合以外には武力の行使をしてはならないということを書いているものだと説明しています。

すなわち、国連憲章第五十一条で述べている武力攻撃に対する自衛反撃以外の武力の行使、すなわち先制的な武力の行使、まあおそれや予測の場合での武力の行使、これはやつてはならない規定なんだということを繰り返し言っていますよ。つまり、武力行使の三要素でいうならば、武力攻撃

この自衛権の発動の三要件につきましては、從来から、憲法第九条のもとにおいて認められる自衛権の発動としての武力行使については、三点、我が国に対する急迫不正の侵害があること、これを排除するために他に適當な手段がないこと、必要最小限度の実力行使にとどまるべきことというのが定められておりまして、これは憲法の九条のもとに決められたことでござりますので、これに従つて行動するというのは從来どおり当然でございます。

○志位委員 なぜ落としたのかの理由を聞いていいんですよ。なぜわざわざ落とす必要があつたのかの理由なんです。自衛隊法に書いてあつたら、そのまま書きやいいじゃないですか。そんなに軽い条文じゃないんです。先制攻撃をやつっちゃなら

その前にある文章をなぜ落としたのかというのを聞いていいんです。前にある文章があつたでしよう、国際の法規及び慣例の遵守。なぜ落としたんですか。なぜわざわざ落とす必要があつたのか。何でこんなこと答えられないの。

○福田国務大臣 要するに、必要最小限度の自衛権の行使、こういうことを述べていいわけでござりますからね。ですから、今赤く書いてあつた部分、国際法規云々というようなことについてはそこで十分カバーできるんだというように考えていいのではないかと思います。

○志位委員 カバーできないんですよ。

だから、国際法の遵守をもつて、この国際法の遵守というのは国連憲章五十一条の遵守なんだけれど、これで十分カバーできるんだというふうに考えていいのではないかと思います。

処法制の整備に関する基本方針」というのがあります。ですが、その第二項では、「事態対処法制は、国際的な武力紛争において適用される国際人道法的確な実施が確保されたものでなければならぬい。」と書いてありますね。つまり、そういうジユネーブ条約などの国際人道法を守る事態対処法制を二年以内につくるということが書いてあるわけですよ。法律で。それを書いておきながら、基本理念の中に、その基本になる国際法の遵守を落とす理由はないじゃないですか。落とす理由がないじゃないですか。ここにそういう事態方針をつくるといふんだったら、何でここから落とす必要があるんですか。

○中谷国務大臣　自衛隊法にそういう記述があれば書く理由がありますが、もう既に自衛隊法の中に記述がござりますので、書く理由はございません。

○志位委員　そういう軽々しいことで落とせるような条文じゃないんです、これは。これは、政府はこれまで、この八十八条二項の、この前段の部分の国際の法規及び慣例の遵守という項目の意味について、繰り返し国会で答弁していますよ。これはどういう意味かというと、(パネルを示す)この赤い文字で書かれた文は、日本の側からの先

が発生したということをあらわす規定なんだということを言っていますよ。繰り返し言つています。

これを今度の法律では取り外してしまった。これは、政府の従来の説明に照らしても、国際法規と慣例の遵守、これをわざわざ落としたということは、武力攻撃が発生しなくとも、武力攻撃のおそれや武力攻撃の予測がされる場合、これでも武力の行使ができるところに道を開いたということになるじゃありませんか。

だって、これまで先制攻撃ができない最大の担保、保証がこの赤い、国際法と慣例の遵守と説明していたんですねから。それを落としちゃうたら、先制攻撃ができるということになっちゃうじゃないですか。おそれや予測の場合でも、これはできるということになっちゃうじゃないですか。そういうことになっちゃうじゃないですか。そういう重大な条文になっている、今度の法案は。どうですか。

○中谷国務大臣 この条文に書かれていないなくても、自衛隊法や自衛隊出動の許可がなければ、自衛隊は行動できませんし、武力行使もできません。したがいまして、そのおそれの場合は、防衛出動はできますけれども、武力攻撃が発生しないれば武力の行使はできないわけでございますし、

ないということの保証になる条文だと説明できた
極めて重大な条文なんですよ。なぜわざわざ落と
す必要があつたのかと聞いているんです。自衛隊
法に書いてあるからというのは説明にならない。
落とした理由を聞いているんです。

○福田国務大臣 先ほど来防衛廳長官が再三答弁
しているとおりなんぞございますけれども、この前
先制攻撃云々というお話をございますが、その前
に申し上げますと、今度のこの武力攻撃事態法に
おいては基本理念を述べているわけでございまし
て、そういう意味で、それでは先制攻撃のことを
何にも触れてないじゃないかということになりま
すれば、それはこの「事態に応じ合理的に必要と
判断される限度」、こういうことを述べて、これ
はまさに委員のおっしゃっていることを防ぐため
にある条文だ、こういうようにも考へるべきであ
る、このことは防衛廳長官がただいま述べたとお
りでございます。

○志位委員 この「事態に応じ合理的に必要と判
断される限度」というのは、武力の行使をやるこ
とが前提にあつて、それをこれだけの限度でやら
なきやなりませんよということを書いてあるだけ
なんですよ。武力の行使はもう前提になつていいる
んですよ。その限度を書いてあるだけなんです

と。国連憲章五十一条では、武力行使が現に発生した場合にのみ自衛の反撃が許される、これが国際法規の遵守の意味なんだよ。だから、これがあるから、おそれの場合では武力行使はできません、もちろん予測の場合でもできません、こうやって政府はこれまで答弁してきたんですよ。これをなぜわざわざ落としたのか、落としてしまったらおそれや予測でも武力の行使ができるようになるじゃないかと、少なくともこの法案ではそういう構造になつていてるじゃないかということを問題にしているんです。官房長官、あなたが出している法案でしよう。

○津野政府特別補佐人 御説明を官房長官の御答弁の前にさせていただきます。

まず、この武力の、先ほど防衛庁長官からも答弁がございましたけれども、我が国に憲法第九条のもとにおいて許容されております自衛権の発動、これにつきましては政府は從来から、いわゆる自衛権発動の三要件として、我が国に対する急迫不正の侵害があること、すなわち武力攻撃が発生したこと、これがます第一要件として掲げられているわけでございます。それから第二に、この場合にこれを排除するために他の適当な手段がないこと、及び第三として、必要最小限度の実力行

使にとどまるべきことに該当する場合に限られて
いるわけでござります。

そして、今回いわゆる武力攻撃事態法案も提出、提案したわけでござりますけれども、あるいは自衛隊法も現にございますが、これらはいずれも憲法の規定の解釈、そういうものを前提としたとしてできているわけでございまして、決して先制攻撃ができるというようなことでそういうふた規定をつくつたわけではございません。そして当然、その自衛隊法上、武力を行使する場合には、先ほどの御指摘のような文言が自衛隊法上もございますわけでございますから、御懸念のような先制攻撃を許容しているというようなことはさらさらないということをございます。

だつて、この法律全体通して武力攻撃事態といふのは非常に広く規定されています。武力攻撃が発生した事態だけじゃなくて、おそれの事態、予測の事態、三つを全部包含している。そのときに、定義で、それを終結させる、武力攻撃事態を終結させるというのは、発生も終結させる、おそれも終結させる、予測の事態も終結させるということでしょう。この全部を終結させるための対処措置として自衛隊ができることは、武力の行使ということだが、これが無規定に入っているんですよ、無限定に。

私は、結局、これだけ聞いてもはつきりしたことが二つあるんですよ、二つあるんです。一つは、この法案全体を通して、おそれや予測の事態で武力の行使をしてはいけないという規定がないこと。第二に、先ほど言つたように、国際法の遵守という項目を武力行使の要件から落とすという重大な変更をしておきながら、合理的な説明はだれもできなかつた。防衛庁長官も、官房長官も、法制局長官も説明できなかつた。私は、そういう点で、まさに国際法を守る意思を持つていなければ案だと断ぜざるを得ません。

私は、次に進みたいと思うんですが、こういう極めて危険な内容を持つ武力攻撃事態案が周辺事態法と合体したらどういうことになるかという問題について、次にただしていきたい。

総理は、周辺事態と武力攻撃事態が重なり合うことを繰り返し認めておられます。これは、一つの事態に対し、周辺事態法と武力攻撃事態法がいわば組み合わさつて発動されることがあるということになります。

周辺事態法というのは、日本に対する武力攻撃がなくとも、アメリカがアジアのどこかで介入戦争を始めたら自衛隊がその戦争に参加する法律でした。ただ、周辺事態への対応として、自衛隊が、例えば米軍への補給とか輸送とか修理とか治療とか、いわゆる後方地域支援、これをやれることができるとされていただけれども、自衛隊は、周辺事態法によりますと、派兵先で決して武力の行使をしてはならないという縛りがかかるつてしましましたね。これは間違いありませんね。どうですか。

○福田国務大臣　今の質問にお答えする前に、先ほどなかなか理解できないというお話をありましたので、もう一度申し上げますけれども、委員会は、第二条、「定義」のところで言われているわけですね。

しかし、この法律の basic concept、第三条にございまます武力攻撃事態への対処に関する基本理念、こ

私は、結局、これだけ聞いてもはつきりしたことが二つあるんですよ、二つあるんです。一つは、この法案全体を通して、おそれや予測の事態で武力の行使をしてはいけないという規定がないこと。第二に、先ほど言つたように、国際法の遵守という項目を武力行使の要件から落とすという重大な変更をしておきながら、合理的な説明はだれもできなかつた、防衛庁長官も、官房長官も、法制局長官も説明できなかつた。私は、そういう点で、まさに国際法を守る意思を持つていなければなりません。

私は、次に進みたいと思うんですが、こういう極めて危険な内容を持つ武力攻撃事態法案が周辺事態法と合体したらどういうことになるかということについて、次にただしていきたい。

総理は、周辺事態と武力攻撃事態が重なり合うことを繰り返し認めておられます。これは、一つの事態に対し、周辺事態法と武力攻撃事態法がいわば組み合わさって発動されることがあるといふことになります。

こには、この第三条二項に、「事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態においては、武力攻撃の発生が回避されるようにしなければならない。」こう書いてございます。第三項には、「武力攻撃が発生した事態においては、武力攻撃を排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならぬ。」このようにも書いてあるわけですね。その法律の basic concept がここに書いてあるわけですから、この理念を持つてこの法律を施行していく、こういうことになるんだろうと思います。

また、もう一つ申し上げれば、この第十八条、ここには、「我が国が講じた措置について、直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。」こういうふうに規定されているわけあります。

ですから、こういうことからわかりますとおり、国際法規を無視するとかそういうことでは全くなく、むしろ積極的に事態の排除というか、戦争の、武力の排除とか終結とか、こういうことをもっと重く考えるべきではないかと思つております。

○志位委員 今の質問への答えは。

○瓦委員長 引き続い……（志位委員「じゃ、もういいです」と呼ぶ）いいですか。

○志位委員 今のお官房長官の説明は、全く成り立たない説明なんですよ。

二条で、さつき言つたような規定を定義したわけです。その定義を受けて対処措置というのが定義されたわけですね。それを、全体を受けて、第三条の基本理念の第一項で、「万全の措置が講じられなければならない。」とあるわけですね。この万全の措置の中には、当然、武力の行使が入るわけですよ。

それで、その後に、例えば第二項に、もうこのことは説明されましたけれども、「事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態においては、武力攻撃の発生が回避されるようにしなければならない。」と書いてありますよ。しかし、この回避の手段については書いていないでしよう。

○志位委員 今の質問への答えは、「……」

「こには、この第三条一項に、「事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態においては、武力攻撃の発生が回避されるようにしなければならない。」こう書いてござります。第二項には、「武力攻撃が発生した事態においては、武力攻撃を排除しつつ、その速やかな終結を図らなければならぬ。」このようにも書いてあるわけですね。その法律の basic concept がここに書いてあるわけですから、この理念を持つてこの法律を施行していく、こういうことになるんだうと想います。

また、もう一つ申し上げれば、この第十八条、ここには、「我が国が講じた措置について、直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。」こういうふうに規定されているわけであります。

ですから、こういうことからわかりますとおり、国際法規を無視するとかそういうことでは全くなく、むしろ積極的に事態の排除というか、戦争の、武力の排除とか終結とか、こういうことをもっと重く考えるべきではないかと思つております。

武力を行使して相手側の武力攻撃の発生を回避するという手段だつてとり得るんですよ。とつちやいけないとどこにも書いていないじゃないですか。それを書いていないということを問題にしているんです。

武力の行使ができるという一般的な規定をして、それで万全の措置をとる、そして、そういう基本理念をやつておきながら、この基本理念のどこにおそれや予測の場合では武力の行使をしてはならないという規定があるかといえば、どこにも書いてない。書いていないどころか、国際法を守るということも書いていない。ですから、この問題を問題にしたわけです。

さつきの質問に答えてください。周辺事態法について、これは武力の行使をしてはならないという原則がありますね。いいですか。まあ首振つていますから、そういうことでしよう。周辺事態法は、武力の行使をしてはならないという基本原則があるんですよ。

これは、これまでの自衛隊を海外に出す法案、いろいろありました。PKO法九二年、それから周辺事態法九九年、テロ特措法が二〇〇一年。これすべて、武力の行使をしてはならないという規定が入っていますよ。ところが、今度の武力攻撃事態法にはその規定が全くないというのが私は問題にしているわけですよ。

それで、私、先に進みたいんですけども……（発言する者あり）いいですか、先に進みたいですけれども。

ですから、周辺事態法では、米軍を支援する自衛隊の艦船というのは戦闘地域に行つちゃならないという決まりがありましたね。戦闘地域、つまり武力攻撃を受ける可能性のある戦闘地域で後方支援活動をやつちやいけない。補給とか輸送とか、これをやつちやいけない。もつと後ろの方の安全な後方地域でのみ許されるんだというのが周辺事態法の建前でしたね。ですから、米軍への支援活動を自衛隊がやつている最中に武力攻撃がさるる危険が生まれたら、その支援活動を中断しな

きやならない。中斷してその場から逃げて、攻撃に遭わないようにならぬといふのが周辺事態法の定めですね。これは間違いないです。簡単に。

○中谷国務大臣 おっしゃるとおりであります。

○志位委員 ところが、私は、武力攻撃事態法の法案の体系でいくと、違つたことになるんじゃないかと。

この法律が発動されたら、米軍への支援活動を例えれば自衛隊の艦船がやつている、補給の活動をやつている、輸送の活動をやつしている、こういう活動をやつていたとしますでしょう。そのときに自衛隊が武力攻撃がされる危険が生まれても、その場から逃げるわけにいかなくなるでしょう。この武力攻撃事態を終結させるために武力の行使も含めて万全の措置をとるという法律の定めに従うならば、その場にとどまつて米軍への支援活動を継続しなければならなくなるというのがこの法律だと思いますが、いかがでしょうか。

○中谷国務大臣 日本が武力攻撃をされているときは、そのとおりであります。

○志位委員 日本が武力攻撃をされているときは、この条件つきで聞いたんじゃないんですよ。米軍への支援活動をやつている際なんですよ。

武力攻撃事態法というのは、武力攻撃事態を終結させるための法律でしよう。武力攻撃事態には、さつき何度も言つていて、三つのケースが入るんですよ。日本が攻撃されている場合、それがある場合、予測の場合、三つ入るんですよ。

この武力攻撃事態を終結させるために、米軍が海外で動いた。そのときに、自衛隊が支援活動をやつている、それが危なくなってきた、例えば、武力攻撃のおそれがある場合、予測される場合もには逃げるんですか、どうですか。その場合は逃げるんですか、それともその場にとどまつてやるんですか。

武力攻撃事態で、武力攻撃がまだ発生していない

い、しかし武力攻撃のおそれがある、あるいは予測がある、それで出ていった。出ていったときに、海外で自衛隊の艦船が危なくなつた、その後は逃げるんですか、それともその場にとどまつて戦うの。どつち。

○中谷国務大臣 米軍が行動できるというのは、我が国が攻撃された後であります。自衛隊も、これも武力攻撃があつた後、武力の行使をするわけでありますので、そういう際の米軍の行動に際して支援も行う必要がございますし、日本を防衛します。

○志位委員 私の質問に全く答えないんですね。つまり、武力攻撃のおそれがある事態、武力攻撃が予測される事態、こういう場合ですよ。こういう場合に、米軍がこういう場合でも行動できるでしょう。武力攻撃事態を終結させるために実施する措置というのが、さつき言つた第二条「定義」の第六号「対処措置」のところにあるわけですけれども、その一は、さつき言つた自衛隊の武力の行使などの活動、二は、自衛隊の行動及び米軍が安保に従つて武力攻撃を排除するために行う活動、それを支援する活動であるんですよ。

だから、米軍は、武力攻撃事態が発生したら、日本有事でなくたって、日本が攻撃されていなくたって、武力攻撃事態というのはおそれや予測を含むんですから、行動できるんですよ。そうやって行動している米軍に日本の自衛隊の艦船が後方支援をやつていた、兵たん支援をやつていた、危なくなつた、そのときに逃げるのか逃げないのかということを聞いているんですよ。ちゃんと答えてください。

武力攻撃があつた場合は、それは日本に対する事態。これは一つの事態なんですよ、一つの事態から武力攻撃事態へと読みかえると、自衛隊の対応が変わつてくるんじゃないかということを問題にしてくる。周辺事態法では禁止されていました。武力の行使を明示的に禁止する条文がないんですよ、この法律には。これを禁止する条文が全くないんですか。ですから私は、これは米軍が行う戦争に日本が一体になつて戦争をやれる道を開くものじゃないですか。

いか。法案上はそうとしか読めない。あなた、幾ら否定しても、法案の構造と矛盾した答弁ですよ。矛盾した答弁です。

おそれや予測ではこれは武力行使しないんだと言つておつしやいました。それは結構ですよ。しかし、おそれや予測でどんどん武力行使をやつている国がありますよ、世界に。アメリカですよ。私、総理にそれだけやらないと言つたんだ。

だつたら、アメリカに対する基本姿勢を聞きました。アメリカがこの間行つてきた戦争というのは、アラブ爆、八九年のパナマ侵略など、国連総会の決議で国際法違反と糾弾されるような先制的な軍事力行使、何度も何度もやつっています。それで、そなたびに日本政府は、残念ながら、情けないことに、理解だとか支持とか、ただの一度もノーと言つていません。

それで、そのアメリカが、ブッシュ大統領は、ことしの一月二十九日に行つた一般教書演説で、イラン、イラク、北朝鮮を「テロを支援している折に、何か出来事が起きるまで待つことはしないだろう。これは明らかに先制的な軍事力行使も辞さない、テロのためだ。大量破壊兵器のためだ」ということになれば先制攻撃も辞さない戦略をとることを世界に公言しているということになります。

○瓦委員長 中谷防衛局長官、ちょっと待つてくれださい。逃げるとか逃げないと、わかりますか。

○中谷国務大臣 我が国におきましては、集団的自衛権を行使しないということになつております。

○志位委員 ちやんと答えてください。

○中谷国務大臣 我が国といたしましては集団的自衛権を行使しないということです。

だから、その場合は、支援活動を中断して撤退するんですか。

○志位委員 結局そういうふうに答えたわけですね。

○中谷国務大臣 我が国といたしましては集団的自衛権を行使しないということです。

その地域を離脱するということでござります。

○志位委員 結局そういうふうに答えたわけですね。

○中谷国務大臣 法をつくつたか。日本に対する武力攻撃を排除すると言つておきながら、肝心のときは逃げてくるというんじや話にならないじゃないですか。

これは、私は、一つの事態なんですよ、一つの事態。これは一つの事態なんだけれども、周辺事態から武力攻撃事態へと読みかえると、自衛隊の対応が変わつてくるんじゃないかということを問題にしてくる。周辺事態法では禁止されていました。武力の行使を明示的に禁止する条文がないんですよ、この法律には。これを禁止する条文が全くないんですか。ですから私は、これは米軍が行う戦争に日本が一体になつて戦争をやれる道を開くものじゃないですか。

それで、ラムズフェルド国防長官、最近、フォーリン・アフエアーズ五、六月号で、「変化する任務 変貌する米軍」という論考を寄せていました。これを見ますと、備えあれば憂いなしとか、総理と同じようなせりふを言つていますけれども、これもアメリカ製だつたのかなと思ひながら読みましたけれども、その中でこういうふうに書いています。「アメリカを防衛するには、予防戦略、そして時には先制攻撃も必要になる。すべての脅威を相手に、いつでも、どこででも防衛

策を講じるのは不可能である。テロやその他の姿を現しつつある脅威から国を防衛するには、戦争をも辞さない覚悟を持つべきである。攻撃は最大の防御であり、時に、それが唯一の防御策である場合もある。」こうはつきりアメリカは述べているわけですね。

総理に伺いたい。総理は、ブッシュ大統領のいうわゆる悪の枢軸発言、これについて理解するといふ発言をされてきましたけれども、ラムズフェルド国防長官のこの御発言、これは質問通告してありますからお読みになつていて思うのですけれども、はつきり先制攻撃と言っていますよ。先制攻撃と言つていて。こういう先制攻撃は絶対に容認できないと日本政府としてははつきり言うべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○小泉内閣総理大臣 それは、ラムズフェルド国防長官の発言は発言として、アメリカの安全保障上戦略としてあらゆる選択肢を残しておくということだと私は理解しております。

○志位委員 あらゆる選択肢として先制攻撃を理解するということですね。大変重大な発言です。

○志位委員 私は、先制的な軍事力行使をこれだけはつきり理解すると言つたら大変な発言だと思いますよ。

ブッシュ大統領の悪の枢軸発言に対しても、口シアも中国ももとより、ヨーロッパ諸国、EUも、すべてこぞつて反対している。東南アジアも中東も、世界みんな反対していますよ。例えばEUの国際担当委員、EUの外務大臣に当たるバッテンさんも、このブッシュ発言については、世界に対する危険な絶対主義的で極度に単純化された立場だと、これを激しく非難しています。

世界の主要国の首脳の中で、総理、このブッシュ発言に理解を示したりラムズフェルド国防長官の発言まで理解を示すという人は、これは恐らくちょっとほかに見当たらないんじやないかと思うくらい、これは、アメリカに対しても言いなりの国だということがよくわかりました。

それで、私は、この論戦全体を通じて、政府は、武力攻撃のおそれの事態や予測の事態では武力の行使をしないと繰り返した、先制攻撃はしないと繰り返した。それは結構ですよ。しかし、先制攻撃をお家芸としている米国に一言の批判もでききないで、理解ということをはつきりするようなら、そういう政府がこういう先制攻撃は幾らしないということを言つたところで、私は何の保証にもならないと思う。そして、現に法案はそういう道を開くものになつておきます。私は、非常に深刻な法案の本質が浮き彫りになつたと思う。

この法案は日本の国民の安全を守るものじゃありません。アメリカが行う先制攻撃の戦争、ラムズフェルド氏が言うような戦争、介入の戦争、これに対して武力行使をもつて自衛隊が参戦する法案だと思います。武力攻撃が発生した場合だけじゃなくて、武力攻撃のおそれの場合、予測の場合で、先制攻撃、先制的な武力攻撃への道を開いたこと、つまり、明示的な禁止がなく、禁止条項を開いたこと、そして国際法規と慣例の遵守を法案から一切取り外したこと、先ほどのこれですね、この国際法規と慣例の遵守を一切取り外した、これが私は国際法無視の、米軍の戦争への参戦を定しているからではないかと。そうとか説明つかない。私は、この法案というのはそういう本質を持っていています。

さて、もう一つの大きな問題に進みたいと思います。周辺事態法では、戦争に国民を動員する際にはイギリスの保守党の幹事長を務められていました、イギリスの保守政界の重鎮ですよ。このパッテンさんも、このブッシュ発言については、世界に対する危険な絶対主義的で極度に単純化された立場だと、これを激しく非難しています。

態というのは大きく重なり合つてくる。それは、一つの事態を周辺事態から武力攻撃事態へと読みかえることができるということになります。そういうのに、それを周辺事態から武力攻撃事態に読みかえただけで、これだけ国民を強制動員できる仕掛けになつていてる。

私、そういう中で幾つかただしたい問題があります。

政府の法案どおりにこれは整理をしたものであります。(パネルを示す) それで、左側が周辺事態の場合です。周辺事態の場合は、自治体に対し武力を求めることがあります。そこまででした。民間に対しては協力を依頼することができる、ここまでは強制できないんですけどとさんざん言つたものでした。私もあのガイドライン法のときには、非常に深刻な問題が幾つか出てくるのですが、第五条にはこういう規定があります。「取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。」というのがあります。

ここで言う取扱物資とは何でしょうか。

ところが今度は、事態は同じ、一つの同じ事態なのに、それを武力攻撃事態と……(発言する者あり) 重なり合うから同じ事態になるんですよ。

武力攻撃事態と読みかえただけで、自治体にて国が指示、実施できるようになる。

それから国民については、すべての国民に協力を義務づけることになつています。第八条ですね。(発言する者あり) すべての国民ですよ。何の制約もありません。それから、施設管理、土地の使用、物資の収用、取扱物資の保管命令を出せることになつています。それから、保管命令違反者などに対する罰則を科せられるようになつています。

それから指定公共機関、例えばNHKとか、NTTとか、ガスとか、電気とか、これは幾らでも多くの機関に対しても国が指示、この指示に従わなければ実施ができる。それから、医療、土木建設工事または輸送の業務に従事する者、これに対しても業務従事命令が出せる。

これだけ変わつてくるわけですね。(発言する者あり) ただ、事態は一つなんですよ、重なり合う事態があるのですから。周辺事態と武力攻撃事態

事態といふのは大きく重なり合つてくる。それは、一つの事態を周辺事態から武力攻撃事態へと読みかえることができるということになります。そういうのに、それを周辺事態から武力攻撃事態に読みかえただけで、これだけ国民を強制動員できる仕掛けになつていてる。

私、そういう中で幾つかただしたい問題があります。

特に深刻な問題が幾つか出てくるのですが、第一は、自衛隊が防衛出動をしたもので、取扱物資の保管命令に従わなかつた国民には罰則が科されるという問題です。これは、改定自衛隊法百二十条にはこういう規定があります。「取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。」というのがあります。

ここで言う取扱物資とは何でしょうか。

ところが今度は、事態は同じ、一つの同じ事態なのに、それを武力攻撃事態と……(発言する者あり) 重なり合うから同じ事態になるんですよ。

武力攻撃事態と読みかえただけで、自治体にて国が指示、実施できるようになる。

それから国民については、すべての国民に協力を義務づけることになつています。第八条ですね。(発言する者あり) すべての国民ですよ。何の制約もありません。それから、施設管理、土地の使用、物資の収用、取扱物資の保管命令を出せることになつています。それから、保管命令違反者などに対する罰則を科せられるようになつています。

それから指定公共機関、例えばNHKとか、NTTとか、ガスとか、電気とか、これは幾らでも多くの機関に対しても国が指示、この指示に従わなければ実施ができる。それから、医療、土木建設工事または輸送の業務に従事する者、これに対しても業務従事命令が出せる。

このだけ変わつてくるわけですね。(発言する者あり) ただ、事態は一つなんですよ、重なり合う事態があるのですから。周辺事態と武力攻撃事態

事態といふのは大きく重なり合つてくる。それは、一つの事態を周辺事態から武力攻撃事態へと読みかえることができるということになります。そういうのに、それを周辺事態から武力攻撃事態に読みかえただけで、これだけ国民を強制動員できる仕掛けになつていてる。

私、そういう中で幾つかただしたい問題があります。

特に深刻な問題が幾つか出てくるのですが、第一は、自衛隊が防衛出動をしたもので、取扱物資の保管命令に従わなかつた国民には罰則が科されるという問題です。これは、改定自衛隊法百二十条にはこういう規定があります。「取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。」というのがあります。

ここで言う取扱物資とは何でしょうか。

ところが今度は、事態は同じ、一つの同じ事態なのに、それを武力攻撃事態と……(発言する者あり) 重なり合うから同じ事態になるんですよ。

武力攻撃事態と読みかえただけで、自治体にて国が指示、実施できるようになる。

それから国民については、すべての国民に協力を義務づけることになつています。第八条ですね。(発言する者あり) すべての国民ですよ。何の制約もありません。それから、施設管理、土地の使用、物資の収用、取扱物資の保管命令を出せることになつています。それから、保管命令違反者などに対する罰則を科せられるようになつています。

それから指定公共機関、例えばNHKとか、NTTとか、ガスとか、電気とか、これは幾らでも多くの機関に対しても国が指示、この指示に従わなければ実施ができる。それから、医療、土木建設工事または輸送の業務に従事する者、これに対しても業務従事命令が出せる。

このだけ変わつてくるわけですね。(発言する者あり) ただ、事態は一つなんですよ、重なり合う

事態といふのは大きく重なり合つてくる。それは、一つの事態を周辺事態から武力攻撃事態へと読みかえることができるということになります。そういうのに、それを周辺事態から武力攻撃事態に読みかえただけで、これだけ国民を強制動員できる仕掛けになつていてる。

私、そういう中で幾つかただしたい問題があります。

特に深刻な問題が幾つか出てくるのですが、第一は、自衛隊が防衛出動をしたもので、取扱物資の保管命令に従わなかつた国民には罰則が科されるという問題です。これは、改定自衛隊法百二十条にはこういう規定があります。「取扱物資の保管命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。」というのがあります。

ここで言う取扱物資とは何でしょうか。

ところが今度は、事態は同じ、一つの同じ事態なのに、それを武力攻撃事態と……(発言する者あり) 重なり合うから同じ事態になるんですよ。

武力攻撃事態と読みかえただけで、自治体にて国が指示、実施できるようになる。

それから国民については、すべての国民に協力を義務づけることになつています。第八条ですね。(発言する者あり) すべての国民ですよ。何の制約もありません。それから、施設管理、土地の使用、物資の収用、取扱物資の保管命令を出せることになつています。それから、保管命令違反者などに対する罰則を科せられるようになつています。

それから指定公共機関、例えばNHKとか、NTTとか、ガスとか、電気とか、これは幾らでも多くの機関に対しても国が指示、この指示に従わなければ実施ができる。それから、医療、土木建設工事または輸送の業務に従事する者、これに対しても業務従事命令が出せる。

で。法律で規定されています、これとこれとこれとこれと。この国家総動員法よりも、法律でもその物資についての規定がないというのは、もつと悪いと思いましたよ。

次の設問に入りたい。

政府は、保管命令に違反して保管物資を隠匿、毀棄または搬出するという悪質な行為を行ふ場合に限り、罰則を科すという答弁をされましたね。

悪質な行為に限るというのですけれども、こういう場合はどうなるのか。私は戦争に協力できないという信念を持つていて方があるとします。悪いと

いう場合はどうなるのか。私は戦争に協力できません。そういう、戦争には協力できないという信念から物資の保管命令を拒否した国民は、悪質な行為となるんでしょうか。例えばお米屋さんが、取扱物資に米が指定された、そのときにお米屋さんが、私はこの戦争には協力できないという信念から、みずから思想、信条から保管命令を拒否して、通常どおりお米の販売をやつたとしますで

しょう。この場合、悪質な行為になるんですか。

○中谷国務大臣 これは本人の内心には関係ございません。事実行為といたしまして、わざと物資を隠匿したり使用できないようにする悪質な行為が行われた、すなわち、その行為に基づいて考えます。

○志位委員 悪質な行為とあなたが言つたから、なんですか。入るの、入らないの。一々こういうことを何度も聞かせないでくださいよ、時間がな

いんですから。

○中谷国務大臣 その者の行為の概要に照らして判断をするわけでございます。(志位委員「だから、悪質に入るか、入らないか」と呼ぶ)行為に係るわけでありまして、悪質は入りません。

○志位委員 悪質じゃないとしても、では、保管命令に違反して保管物資を隠匿、毀棄、搬出すれば处罚の対象になるわけですね。なるわけですね。(発言する者あり)それを悪質と言ふんだといふ答弁がありましたよ、どこかの座つている人から。それを悪質と言ふんですか。それを悪質

と言うとしか、これはあなたの答弁は理解できません。

それで、内心的自由に立ち入らないということ

者として罰することは、戦争への非協力、

戦争への反対という思想、信条を处罚の対象とす

ることに私はなると思います。憲法十九条の「思

想及び良心の自由は、これを侵してはならない」

という条文に違反する、基本的人権の侵害

行為になると思います。いかがですか。

○中谷国務大臣 これはいつも起るわけではございません。國家の存亡の危機、もう究極な段階で、まさに我が國に武力攻撃が起つて、目の前でいろいろな被害が発生をしている場合に、國と

して、国民の生命財産を守るという責務に基づいて行う行為でございます。同じ日本人、また日本に住んでおられる方として、やはりこういった事態につきましては御協力をいただくというのが当然のことです。

それから、この行為に係るわけでございますが、隠匿、毀棄、または搬出した者と書いておりましても、隠匿といふのはやはり故意をもつて隠す、毀棄といふのもそういうことで壊すというこ

とでございまして、この行為をした者にかかると

いうことでござります。

○志位委員 今、防衛庁長官の答弁には不正確な点があるので、一つ訂正しておきたい。

日本に対する武力攻撃がまさに起つて、それ

に対する事態だと言いましたけれども、防衛出動

というのは起こらない前から出動できるんですよ。

おそれのある場合だつて出動できるんです

よ。それで、そのおそれのある場合でも今の罰則

が来るんですから、そこは訂正しておきたい。國

民の皆さんに誤解を招くそういう発言は、慎んで

いただきたいと思います。

私はさらに聞きたいんですけど、今きちんと

と答へなかつたけれども、思想、良心の自由とい

うのは、これはどなたもお認めになると思うけれ

ども、いわば絶対的自由ですよ、内心の自由。こ

れは国家権力といえども絶対立ち入れることでき

ないです。私が聞いたのは、こういうふうに一律に

あります。そして、思想、良心の自由の中には、沈黙

の自由も含まれるでしょう、沈黙の自由。つま

り、自分がある思想を持つていて、それを言うと

さきには表現の自由の問題に行くわけですか

も、言わない自由も含まれるわけですよ、沈黙し

ての自由。これが含まれることは間違いないと

思つうんです。

しかし、戦争、つまり、さつきの私の設問にか

かわって言いますと、戦争に協力できないとい

う信条を沈黙している自由は絶対的に侵すことはで

きないと思うんですよ。ところが、物資の保管命

令が罰則という強制をもつて一律に課せられたら

どうなるか。そうしますと、戦争に協力できない

信条を持つ国民は、その信条を沈黙してい

かわって思つうんです。ところが、物資の保管命

令が罰則という強制をもつて一律に課せられたら

どうなるか。そうしますと、戦争に協力できない

信条を持つ国民は、その信条を沈黙してい

かわって思つうんです。ところが、物資の保管命

令が罰則という強制をもつて一律に課せられたら

どうなるか。そうしますと、戦争に協力できない

信条を持つ国民は、その信条を沈黙してい

かわって思つうんです。ところが、物資の保管命

令が罰則という強制をもつて一律に課せられたら

どうなるか。そうしますと、戦争に協力できない

信条を持つ国民は、その信条を沈黙してい

かわって思つうんです。ところが、物資の保管命

令が罰則という強制をもつて一律に課せられたら

どうなるか。そうしますと、戦争に協力できない

信条を持つ国民は、その信条を沈黙してい

うに思います。

○志位委員 あなたは私の聞いた質問に答えない

ですね。私が聞いたのは、こういうふうに一律に

あります。そして、思想、良心の自由の中には、沈黙

の自由も含まれるでしょう、沈黙の自由。つま

り、自分がある思想を持つていて、それを言うと

さきには表現の自由の問題に行くわけですか

も、言わない自由も含まれるわけですよ、沈黙し

ての自由。これが含まれることは間違いないと

思つうんです。

しかし、戦争、つまり、さつきの私の設問にか

かわって言いますと、戦争に協力できないとい

う信条を沈黙している自由は絶対的に侵すことはで

きないと思うんですよ。ところが、物資の保管命

令が罰則という強制をもつて一律に課せられたら

どうなるか。そうしますと、戦争に協力できない

信条を持つ国民は、その信条を沈黙してい

かわって思つうんです。ところが、物資の保管命

令が罰則という強制をもつて一律に課せられたら

どうなるか。そうしますと、戦争に協力できない

定めるということですね。防衛庁長官、そうですね。——うなずいていますから、ではもういいです。そういう説明でした。

それは伺いますけれども、日本国憲法の保障する国民の自由と権利に、この条項では、三条四項の条項では制限が加え得ると規定されているん

うことになつてゐるわけですね。そして、個別の法制整備もこのような基本理念のもとで行われることとなりますから、そういう意味で、国民の権利制限はすべて個別法に任せるということにはなりません。

国民の権利や自由が制限されたくなつたら、大目に本帝国憲法と変わらなくなるじやありませんか。どうでしようか。そういうことでしよう、その点では、答弁できないようですね。そこは同じにならぬですよ。

が他国から攻められて戦場に化したときとなれば、阿鼻叫喚のちまたですよ。そのときになつてどうしようこうしようではあるまいと実は私は思っています。

憲法を見ておりますと、戦争放棄をしつかりと決めている第九条ですから、したがつて、それを具体的に生かしていくことのためには何が大事か

憲法には三十条の条文にわたって国民の基本的自由と基本的権利、これを詳細に規定しているわけでありますけれども、どの範囲まで人権が制限できるのか。私が聞きたいのはあなたの解釈じやあ

○志位委員では、それ以外はないといふことで

て十一条で明記して、法律の趣旨を十分に考慮して、確実な判決を下すことを要する。

外務省内閣総理大臣　外交も大変大事であります

す。武力攻撃事態法に、そういう国民の権利の制限はどこまでできるという法律の規定があるかどうか。

な方向性といふものが理念として示されている

れりになりますけれども 私 さうは 有事

す。そして日本としてはいかに戦争を起こすか、戦後一貫して「元寇」の元寇

きましては、個別の法制整備において、この基本理念にのつとり、制限される権利の内容、性質、制限の程度等と、権利を制限することによって達成しようとする公益の内容、程度、緊急性などを

法を広げてもつくれるわけですよ。武力攻撃事態

案となる。そのため憲法で定められた国民の

ではお尋ねをしますけれども、私ども 平和外交

ことを考えております。
したがいまして、制限される権利とかその内容について、今後整備する法制度において個別具体的に規定することが適切であると考えております。

にもならない。つまり、個別の法律をつくつた

制動員はできないという縛り、この二つの縛りを

正常化に当たって締結をいたしております。そし

撃事態法には、この法案そのものには規定がないということですね。そういうことですね。ちょっとと、ちゃんと答えてください、ないかどうか聞いてるんですから。

私は、これでは戦前の大日本帝国憲法とどこが

○瓦委員長 次に 土井たか子君。

二二二

は、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない、それで、「これに制限が加えられる場合」、こういうことでありますけれども、「その制限は武力攻撃事態に対処するため必要最小限のものであり、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。」こうい

卷一百一十五

卷之三

そうした中で、中台間で武力紛争が起つたといたしますと、これはあってはならないことです。が、アメリカは台湾への軍事協力を行うでしょう。当然、我が国に対しても周辺事態としての後方支援というのが求められてくるであろうと思ひます。が、この場合、我が国は何ができるのか。中國との平和友好条約がありながら、アメリカ軍に対する後方支援ということが考えられてよいはずはないと思うんです。

ことしはちょうど日中国交正常化三十周年であります。有事法制を整備する前に、東アジアの平和と安定のための話し合いの場を設けたり、信頼醸成措置や予防外交というのを展開するといふ、外交、政治面での努力が真っ先にこれは必要とされているものではないかと思うんですが、結理はどうのようにお考えになりますか。

交流を促進しようという考えとは別物であります。靖国参拝は、私の信条からしたことでござい

○土井委員 これは、平和外交とか、一方で外交に対してしつかり取り組みながらとおっしゃつてある中身からすると、どうもまだまだ総理御自身の御理解というのが違つて、いると私は思いますね。過去に目を閉ざす者は現在見ることができないという有名な言葉がござります。バイツゼツ

すよ、これは。そして、ある日突然起つたとい
う出来事でもないんです。長官は、つい先日、三
年から五年の期間では想像できないとおっしゃつ
たはずではなかつたんでしょうか。そういうこと
からすると、大分、この立法をせんがために、以
前に出しておられた見解をお変えになつてきてい
るなというのが、ただいまのお答えの中からうか
がい知れるところですよ。

様でございます。この時点はどういう時点かとい
いますと、国際情勢の緊張の高まりなどから、我
が国への武力攻撃の意図が推測をされ、我が国
への武力攻撃が発生する可能性が高いと客観的に
判断される事態というふうに定義をいたしており
ます。

「そういう事態とは、具体的にどう違うのかを御説明いただきたいんですね。」

〔金子（一）委員長代理退席、委員長着席〕

○中谷国務大臣 わかりやすく説明いたしますと、武力攻撃というものがあります。これは、破壊行為とか人が死んだりする大変な事態ですね、国内において。それに対して、おそれの事態から

やはり自衛隊を出動させて対処する必要がありますので、その自衛隊が出動する事態を武力攻撃のおそれのある事態というふうに呼びます。それから

ら、さらに自衛隊が出動する前の段階で、やはり防衛出動の待機命令とか、予備自衛官を招集したり、また陣地構築をしたり、また地方公共団体等、国民の皆さんに危ないですよという警告をして、逃げてくださいという避難の措置をする必要がりますけれども、それがその防衛出動が予測される前の段階で、それを武力攻撃が予測される事態に、こうしておさらばミミー、つづく。

事態といふうに呼んでおりまして、いわゆるA段階、B段階、C段階というような、事態の段階に応じて対処し得るために区切りをつけるための

○土井委員 これはいよいよわからなくなりましたね。Aランク、Bランク、Cランクというの表現でございます。

既に述べたように、Aランクは「書いてございませんで」、Bランクは「書いてございましたが」、Cランクは「書いてございましたが、何なんですか」といふのが、最も確実な方法である。

○中谷國務大臣 かりません。
しまして、事態がどんどん推移をしまして、我

が国への武力攻撃が発生する可能性が高いと客観

三五

二六

的に判断される事態におきましては、これはそろそろ自衛隊の出動のための準備をしなきやいけないということで、予備自衛官を募集したり、また政府としてもそのための備えをする段階であります。

次の時点が、武力攻撃が発生する明白な危険が切迫している段階で、これは、いよいよ防衛出動をして自衛隊を出動させるという段階でありますけれども、この時点は武力攻撃が発生した段階ではございません。これは、おそれの段階でありますとして、実際に自衛隊が出動して、地域を区切つて、この地域で自衛隊が活動する、そこにいる人々は安全などころに避難してくださるといふべきであって、さらに、その中で行動している、中で実際武力攻撃が発生した際に武力の行使ができる段階でありまして、こういうふうな三段階に区分して、いろいろと政府としての対処をし得る区間の定義をいたしていけるわけでございます。

○土井委員 なかなか理解は難しいですね、今の御説明でも。どんどん御説明いただければいいだけなくほど、わかりにくになります、これ。

この予測できる事態というのは、予測される事態というのと一体どういう状況かということになると、防御施設等々もつくることができるんでしょう。大体は、おそれがあるというふうに言わられている場合と、今の予測されるというふうに言われている事態とでどう違うかというのは、国民の立場から見てどう違うかということを言つていいただかないとよくわからぬのです。大体は、有事法制というのは国民の生命と財産を守るというのを至上命題じゃないですか。そういう点からいうと、ただいまお答えいただいた中身というのは、やはり国民党不在ですよ。

だれが決めるんですか、これは。予測されるという状況であるとか、おそれがあるとかいうのは、だれが決めるんですか。

会の承認をいたくだくことになつております。
一般の方々がわからぬということであります
が、非常に稚拙な事例であります。火事が自宅
で発生したとすれば、緊急自動車が出動するその
時点が自衛隊が出動する時点、そしてその緊急自
動車が出動するためには、その乗組員とか対処す
る人を集めなきやいけませんし、いろいろな準備
も要ります。その準備を始めていいというのだが
この予測される事態でございまして、例としては
不適切でございますが、準備に入る段階、それか
ら実際に……（発言する者あり）

○瓦委員長 静粛に願います。
○中谷國務大臣 出動する段階、そして実際に火事の見易さ、皆こゝに立てる段階一二、うぶうこ、及皆

事の現場で済少に当たる自閉（じいん）としんじん（眞面目）ごとに時程を考えていただければ御理解いただけないでしようか。

○土井委員 どうもこれは不適切な説明でと御自身おつしやるとおり、これは正直なことだと思うんですが、わかりづらいですね。

これは具体的には、政府とおっしゃるけれども、政府のどこで決められるんですか。

ね、九条にも記載してありますけれども、武力攻撃されるおそれの場合、また武力攻撃が予測されるに

至った事態両方含めましてこの武力攻撃専門の認定というものは対処基本方針に定める事項とされておりまして、この対処基本方針は、閣議で

策定された後直ちに国会の承認を求める、こういうことになつております。閣議で決定するものであります。

○土井委員 先ほど来、どう違いますかといつて、おそれとそれから予測されるというのを承った、つかうなですよ、吉田。まことにわかりづ

たら、木たまごで、結果、長い。あいまいと言つたっていいと思つんですが、それをお決めになるのが、結局は事態対処専門家です。

門委員会という場所ですね。これがあるのは、安全保障會議の中で新設されるという格好ですか。この事態対応専門委員会というのをどういう人間構成でつくれることになるんでしょうか。

○福田国務大臣　緊急事態に陥りましたので、政
は、事態の認定、対処に関する基本的な方針の策
定などの重大な判断を極めて限られた時間的制約
の中での的確に行うことが必要となります。このよ
うな政府の意思決定をおきます安全保障会議の重
要性にかんがみまして、同会議に、内閣官房長官官
のものとに、専門的な調査分析をして同会議への進
言を行う、こういう組織を設けることによりまし
て、事態発生時に迅速かつ的確に対応できるよう
平素から専門的な検討を行わせ、会議の審議を補
佐させることにしております。

この委員会の委員については、内閣官房及び関
係省庁の中から局長级以上の関係者を任命するこ
とを想定しております、その人数等については、
は、今後、具体的に定めていくということにして
おります。

○土井委員　防衛庁、自衛隊からのメンバーはこ
の中に入るんですか。

○福田国務大臣　自衛隊も、これはその持つ情
報、知見を必要とするということありますので、當然入るべきだと思っております。

○土井委員　これは制服の人だらうと思いますが
ね、恐らく。そうでしょう。

○福田国務大臣　それは特に定めておるわけであ
りませんけれども、その知見、情報を有する者とや
いうことでお考えいただきたいと思います。

○土井委員　日本に対する武力攻撃のおそれや予
測をされるような事態ということになりますと、
これはやはりアメリカ軍が関与しているとか関係す
しているということが当然のことながら考えられ
るのであるが、むしろ、先にアメリカ軍が関係する
武力紛争が起こつていて、その影響が日本に波及
してくる事態というのがおおよその中身ではないで
かというふうに思われるのですが、このように認
識をしていて、長官、間違っていますか。

○福田国務大臣　この法律ができまして、すぐ
の法律が発動するとかいうことはないわけでござ
いまして、この法律は、今後五年、十年、二十
年、三十年、場合によつたらもと長い期間使

○土井委員　どうも今の御答弁もはつきりしないのですけれども、いわゆる周辺事態が存在して、日本の武力攻撃事態というものがそれと併存すると、ことを長官も先日来お答えの中でおっしゃつているわけですが、概念的な区別じゃなくて、実態論としてそれをここでもう一度御説明いただきたいと思います。

○中谷国務大臣　周辺事態というのは、我が国の

周辺の地域において我が国の平和と安全のために重大な影響がある場合でございまして、そういう場合には、我が国といたしましては、当然のことながら武力行使はできませんけれども、我が国としての憲法の範囲内で後方支援をして、そういう事態が我が国有事にならないよう努めるわけでございます。

武力攻撃事態といふのは、我が目的に対して、する武力攻撃に及んで、我が国として自衛権に基づいて対処する、国を挙げて、いろいろな機関で

国民を守つて いく行為でございます。

ますと、それが併存するようなケースもあり得るわけですが、それぞれの法律に従いまして、その内容に基づいて対処をするということです。

ござります。

事態は、従つて行動をとつてゐる。アーレー軍の後方支援をしているという状況下で、予測することができるのである。日本といふいわゆる武力攻撃事態も

あるわけですね。そういう状況もあるわけでしょう、可能性として。

○土井委員 そういうことになると、周辺事態法に従つて行動をとつてゐる自衛隊の行動も、後方に支えかづ、ひしろ責亟的こアメリカに對して協力

をさらに行くことが要請されるという場面が私は出てこようと思いますよ。そういうことになれば集団的自衛権の行使ということに当たりますが、そういう不安というのは当たらないとお考えですか。どうですか。これは現実の問題としてありますよ。

○中谷国務大臣 周辺事態の場合は、当然のことながら憲法の枠内で武力行使をしない範囲でございます。これが併存する場合につきましては、我が国の武力攻撃事態におきましては、我が国の武力攻撃の部分といたしまして米軍に対し支援を行なうわけでありますし、事態が、我が国に武力攻撃が発生した場合におきましては、米軍と安保条約の五条に基づいて共同対処するわけでございまして、それぞれ事態といふものは法律に基づいて実施をするわけでありまして、併存する場合において、仮に周辺事態が続く場合におきましては、その分野におきましては、集団的自衛権にならない範囲での支援になるというわけでございます。これはどう切り分けるかというのが疑問に思われると思いますが、この点につきましては、周辺事態の法律のときに日米の調整メカニズムというものをつくりまして、日米の協力のあり方についでそこで調整を行うわけでありますし、我が国の武力攻撃事態におきましても、そういう共同の作業所がつくられまして、米軍の支援に関するものにつきましてもそこで調整をするということで区別して行つていいかと思いますが、一般論といつしまして、我が国に武力攻撃が差し迫つたり、発生した場合には、当然のことながら、武力攻撃事態、すなわち我が国の有事事態を優先するというのは当然のことだと思います。

○土井委員 さあ、そこで承りたいんですが、今回出ている法案は三法案です。本来、四つの法案を出すと言われ続けてきました。私の覚えに間違ひなければ、四月八日までは与党の方の協議会でその問題が討議されていましたはであります。四月の八日以後、この四つ目の法案は幻の法案になりました。この四つ目の法案というのはなぜ消えた

のか、どういう法案を考えられつつあつたのか、明らかにしていただきたいと思います。

○福田国務大臣 米軍の法制に関する法案のことですか。委員のお尋ねの四つ目とおっしゃるのは、そういうことですか。（土井委員「私は見ておりませんから、わかりません」と呼ぶ）そうで

ます。では、それを前提としてお答えを申し上げます。

今国会では、米軍が自衛隊との共同対処行動において円滑な行動をとり得るよう、米軍に適用のある法令に関し特例措置を講ずる必要があるか否かを検討したのであります。その結果、現行の法律の範囲内で対応し得ることが明らかとなつたということで、今回は法案提出は行わないということになりましたのでござります。

よろしくごぞいますか。

○土井委員 先ほど政府が定義をされた有事とは、有事を認定する対象を広くとらえておられるために、攻撃が予測される事態と日本周辺での武

力紛争のうち、日本への武力攻撃に至るおそれのある周辺事態並びに予測される周辺事態との境界が重なる部分があるということをさつき認められたんです。これは、今回の法案で言つたら二条六号イ(2)で、これはもうなかなかややこしい法案ですが、対処措置の定義として、合衆国の軍隊が実

施する日米安保条約に従つて武力攻撃を排除するためには必要な行動が円滑かつ効果的に行われるためには実施する、こういうことがこれは保障されてあつて、一方、安保条約ここで言われている中身は、恐らく安保条約五条なんですね。五条を見ますと、「日本國の施政の下にある領域における、いざか一方に対する武力攻撃が、自國の平和及び安全を危うくするものであることを認め、」

したがつて、それからすると、その周辺事態法の中で動いている途次予測されることが、具体的に、これは非常にわかりにくい御説明を初めて

すから、これはガイドラインに伴うメカニズムの

事態法に、日本でいえば日本の国内法である周辺事態法に従つての日本側の自衛隊の行動であつて、アメリカ軍はアメリカの国内法に従つての行動であつて、そして、先ほど来からおっしゃるよう、メカニズムがきちっと相互間であるわけですから、これはガイドラインに伴うメカニズムのことをおっしゃつておられると思いますが。

したがつて、それからすると、その周辺事態法の中でも動いている途次予測されることが、具体的に、これは非常にわかりにくい御説明を初めて

すから、これはガイドラインに伴うメカニズムの

攻撃以前の段階における必要な行動と安保条約との関係ということでございましたら、まず、日本五条という条文以外にこの安保条約について見当たりませんですね、根拠となる条文は、安保条約第五条に基づいて米軍が武力の行使を行なうのは、我が国に対する武力攻撃が行われた場合に我が国を防衛するためであるということをごぞいますけれども、武力攻撃以前の段階において必要な行動をとる場合には、安保条約及び地位協定の範囲内で行われることになるわけございま

す。

また、武力攻撃発生の前後を問わず、そのような米軍の行動を円滑かつ効果的なものとするためには、必要な措置を我が国がとるということは、日本五条に基づいてそれぞれ実施されるわけでございますが、後者の武力攻撃事態への対応といふことにつきましては、安保条約の五条に基づくものでござります。

○中谷国務大臣 先ほど周辺事態と重なる場合と

の対応としての米軍の支援は、周辺事態法に基づいてやります。

○中谷国務大臣 先ほど周辺事態と重なる場合と

の対応としての米軍の支援は、周辺事態法に基づいてやります。

○中谷国務大臣 その場合におきましては、周辺事態への対応としての米軍の支援は周辺事態法に基づくわけでござります。我が国の防衛のための対応といふことにつきましては、今回整備をさ

れます武力攻撃事態時の米軍支援のための法律に基づいてそれぞれ実施するわけでござります。

○土井委員 簡単に言うと、我が国の施政下にある領域でないところで米軍が活動することも、この五条の中に言う、日米安保条約に従つて行動をとることになるんじゃないですか。

○中谷国務大臣 その場合におきましては、周辺事態への対応としての米軍の支援は周辺事態法に基づくわけでござります。我が国の防衛のための対応といふことにつきましては、今回整備をさ

れます武力攻撃事態時の米軍支援のための法律に基づいてそれぞれ実施するわけでござります。

○土井委員 それは、先ほどから周辺事態法と併存する部分というのが今回の法案にはあるという

ことをおっしゃつておられることを前提として、私は話を進めておるんです。

つまり、これは、安保条約上は日本國の施政のもとにある領域における武力行使となつていなが

ら、有事を武力攻撃が予測される事態まで拡大することになつております。このことによつて、安

保条約第五条の決めていたことをおっしゃつておられることがあります。このことをおっしゃつておられる

ことをおっしゃつておられることがあります。

○川口国務大臣 この安保条約の第五条でござい

ますけれども、これは、我が国に対する武力攻撃がいまだ発生していない時点において、米軍が我が国に対する武力攻撃を効果的に排除するためには安保条約の範囲内において必要な行動をとるということを想定していると考えております。

そのような米軍の行動を円滑かつ効果的なものにするために必要な措置を我が国がとるということは、日米安保条約の範囲内であるというふうに考えております。

○土井委員 もう繰り返し繰り返しになりますが、必ずしも日本国の施政のもとにある領域じやないのですよ、これは。そこで起こる問題なんですね。もう一度安保条約の五条を見えてください、どう決めているか。(発言する者あり)

○瓦委員長 静かにしてください。

○土井委員 もうこれは待つだけ時間のむだです。

よろしいですか。これははつきりした答えを用意して、私ももう一度ここに立つてその御答弁を聞きますから、きっちりとしていただきたい。実は、周辺事態法のときから問題だったのです、これは、参議院の方で質問主意書が出ておりました。それに対する政府からの答弁というのを実は、周辺事態法のときから問題だったのです、これは、周辺事態法が大事なんですね。今までに全くないならないですよ。しかし、質問主意書が出て、それに対する答弁というのをそのまま置いておくわけにはいかない問題が、今回この法案ではいよいよ濃くなつたんです。したがつて、私はここにその質問をしたわけではありません。それについて触れられないけれども、具体的にこれに対して実行ができるという中身ですよ。

はつきり申し上げますけれども、条約で触れられていないことであつたら何でもできるんであつたら、条約を結ぶ意味がない、条約の条文の意味がない。特にこのような軍事問題が絡むようなことに対して、そういう認識とそういう解釈、そういう対応というのはゆるしいものだと私は思いますが。これははつきりすべきだと思うから、もう一度おさらいしてください、そのあたり。そして、お答えを改めて聞きます。委員長、よろしくうございます。

○中谷国務大臣 安保条約五条というのは、日本の施政権下への攻撃が定められておりまして、そういう場合に米軍が共同対処できるということです。

ございます。

この範囲につきましては、自衛隊の場合は我が国領海、領空と公海、公空の範囲で行動するわけがありますが、いわば日本は盾の役割をするわけでござりますが、米軍につきましては、やりの役割等もするわけでございまして、その範囲等につきましては、この安保条約で言う施政権下というのに限られたわけではございません。

○土井委員 お答えになつていないです。今はもう行き違いますよ、全く。こちらの質問に對して正確にキヤツチしていただきたい。これは、盾だ、やりだというような表現というのはわかりにくいです。ひとつ、もう一回これはおさらいをして、きっちりと出直していただきたいと私は思います。

今までに全くないならないですよ。しかし、質問主意書が出て、それに対する答弁というのをそのまま置いておくわけにはいかない問題が、

○瓦委員長 後ほど理事会にお諮りをいたしました。

委員長、よろしくごぞいますか。

○土井委員 法文というのは言葉が大事なんですね。今回のこの法案を見て、おりまして、まことにわかりづらいのは、まず言葉なんですが、使い方、相当これは法案を用意される方は苦心されたに違いないと思うんですけども、条文を見てお

○津野政府特別補佐人 お答えいたします。

政府と申しますのは、一般的に、内閣及びその統括のもとにある行政機関を統括した意味で一般

○瓦委員長 後ほど理事会にお諮りをいたしました。

委員長、よろしくごぞいますか。

○土井委員 法文というのは言葉が大事なんですね。今回のこの法案を見て、おりまして、まことに

○福岡国務大臣 本法案でもって政府という言葉を使つておりますけれども、政府が負っている役割は、対処基本方針を作成すること、対処措置を総合的に推進すること、損失に関する財政上の措置を講ずること、対処措置について安全を確保すること、國際連合安全保障理事会に報告を行うことがありますと、随所に政府というのが出てくるんですね。内閣でなくして政府となつてゐるんです。十六条から二十二条まで、すべて主語は政府となつてゐるんです。

私は、古い人間だと言われるかもしらぬけれど

も、ここで思い起こすことがある。国家総動員法

では、政府という用語を全部使つてゐたんです

ね。今ここに持つてまいりました。これが国家総動員法ですね。官報で出された中身を見てみますと、確かに政府になつていますよ、ずっと条文

は。

日本国憲法では、政府ということを用語として使つてゐる条文はないんです。みんな内閣です。

よ。ただ一ヵ所だけ政府という表現が使われていますが、内閣だけではなくて国全体が一体となつて行うべき武力攻撃事態の対処である、この

ように観点からこの政府という言葉を使ったわけではありません。政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないように決意しというくだりです。これは、明治憲法下の政府が起こした、また、大正、昭和と来て、この國家総動員法が働いている間に起こした戦争という歴史的反省を込めた用語として、前文の箇所にももちろん政府という気持ちを込めた用語として使われているという説が多数意見なんですね。

政府と内閣の違いは何ですか。お聞かせください。

○津野政府特別補佐人 お答えいたします。

政府と申しますのは、一般的に、内閣及びその統括のもとにある行政機関を統括した意味で一般的には使われております。

それから、内閣と申しますのは、これは、憲法上使われております行政権の帰属主体としての意味で使われているわけでござります。

○土井委員 わざわざ、今御説明になつた中で、政府という用語をおとりになつた意義はどこにござりますか。

○福田国務大臣 本法案でもって政府といふ言葉を使つておりますけれども、政府が負つてゐる役割は、対処基本方針を作成すること、対処措置を

総合的に推進すること、損失に関する財政上の措置を講ずること、対処措置について安全を確保すること、國際連合安全保障理事会に報告を行うこと

いうようなことでございまして、これらの役割を政府に負わせているのは、これらの行為が、法律の執行、予算の作成、外交関係の処理に関するこ

とであり、行政府に負わせるのが適切であるといふふうに考えておるということあります。

○土井委員 これではお答えになりません。今おっしゃるようなことだつたら、内閣といふこと

としても同じですよ。わざわざ政府になつてゐる

意義を聞いているんですよ。いかがですか。

○福岡国務大臣 この法律では、政府といふ言葉をわざわざ使つたということありますけれども、これは、内閣だけでなくて国全体が一体と

協力を得て効果的に実施していかなければいけないというように考えております。

○土井委員 そうすると、私は古いかも知れないと言つた国家総動員法に「政府ハ」と使われたことと無関係ではありませんね。今回も国家

総動員という意味をやはり持つんですね。今の御説明ならそうですよ。

○福田国務大臣 この政府といふのは、もう一度申し上げますけれども、内閣及びその統括下にある行政機関を統括した意味と、この意味で、これは行政府

こういふ意味でございまして、國の機関から立法府及び司法府の機関を除いたもの、こういうことになります。

○土井委員 それは、終わりの方は何かおかしいことをおっしゃいました、今。冗談じゃないです。

○福岡国務大臣 そういうことを意図してやつたものでもなければ、もしその国家総動員法に政府といふ言葉を使ってゐるのであれば、これは政府といふ言葉は一般的によく使う言葉でござりますので、偶然の一致だらうというふうに思つております。

○土井委員 それは、終わりの方は何かおかしいことをおっしゃいました、今。冗談じゃないです。

○福岡国務大臣 ここで、法案に対してもじめに審議をしていく場所で何をおっしゃつたんですか。終わりの方で何をおっしゃつたんですか。大体、

こちらははじめにやつているんですよ。そして、

大事な問題をこれから言おうと思つておりました

が、次回に私はこれを譲ります。

一言、総理には申し上げたい。先日、この法案が議院運営委員会で諸られた上で本会議に出たと

きに、自民党の席は半数ぐらいに減りましたよ。非常に空席が目立つ中で、提案趣旨説明が行われて、そして各党の代表質問があつたんです。我が党の金子代議士が、そのことに対する触れて、どう思われるか総理というふうに聞いた気持ちは、まことにやるせない気持ちです。

私たちにしてみると、本来憲法からしたらこういう法律はつくる法律じゃない。国民からしても、どこからどのような攻撃があるかと聞いたら、真剣にそのことを今考えなければならぬといふ状況じやないです。もつと真剣に考えるべきは経済や景気じやないです。今国民生活からすると緊急を要する問題じやない。（発言する者あり）それじゃ、自民党の方々そうおっしゃるのならば、本会議場にもしつかり出て、そうしてこの問題にしつかり取り組むべきじやないです。

○瓦委員長 静肅にしてください。（発言する者あり）

○土井委員 そういうことを考へると……（発言する者あり）

○瓦委員長 静かにしてください。

○土井委員 私は、この法案に対し、中身が、大事なところが全部後回しになつていて、例えば、一番大事なのは、先ほど私申し上げましたけれども、国民がどのように守られるかという問題でしょ。自衛隊や米軍の活動の円滑化という問題もあるかも知らぬ。それはかりじやないです。今回の法案は、一言で言つてみれば。そして、自治体に対しても、自治というのがまるで考えられないやり方というのが出てくるし、そして国民に対しては協力を要請されていて、必要な協力の内容が一向に明らかじやないんです。総理大臣は、私の本会議での代表質問に対し、総合的に全体がわかるような形でこれに対しはしつかり取り組みたい、国民の皆さん理解していただけるような法案でこの問題に臨みたいということを答えたんだですよ。肝心のところがないんじやないですか。したがつて、この法案に対する対応は、どうか撤回

をお願いします。撤回をしていただくこと、が大事だと思う。欠陥法案だと申し上げたいと思ひます。

○小泉内閣総理大臣 国会の本会議には多くの議員が出席して質疑に参加するのが望ましいことは、言うまでもございません。

委員長、時間がまだありますけれども、残余の質問は次回に、私、回します。

が、有事のことについては平和のときから考えるのが政治の要諦なんです。全く有事に対する法案を出す必要がないという立場の方もおられますが、私はそろそろ思わないんです。

そういう点から、今回、平時から有事のことを考へようということで議論をしていただいているんであつて、私どもは真剣にこの法案を国会で議論していただきたい。また、国民の協力を得て、備えあれば憂いなしという対応を政府としてはしたいということから提案しているんであつて、私どもは、立場は違つてもこの問題について真剣に議論をしていただきたいと思っております。

○土井委員 繰り返しいつもそれをおっしゃるのが総理です。

最初に私は、備えあれば憂いなしの備えとは何であるかということを申し上げました。したがつて、そのことが軽く考えられ、憲法をしつかり尊重してこれを生かしていくくという努力がないがしろにされる中では、全く国と国民の立場や将来を守っていくという政治にはなり得ないと私は思います。

このことを申し上げて、今回は、その観点から見れば、この法案は、二年がかりであと法案を用意されるというところの部分が大変大事な部分ですか、なぜ拙速にこの法案を提案して審議を急がれているのかよくわからないという人たちが多いですよ、町中では。そのことを申し上げて、私は終わります。

○瓦委員長 土井たか子議員の持ち時間は終了いたしております。

次回は、明八日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十四分散会

平成十四年五月十五日印刷

平成十四年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

D